第２回地域安全まちづくり審議会次第

日時：平成 18 年 10 月６日(金) 15：00～
場所：兵 庫 県 公 館 第 1 会 議 室

1　開会

2　あいさつ

3　議事

(1) 地域安全まちづくり審議会中間報告案
～　地域安全まちづくり条例に基づく指針について　～

(2) 地域安全まちづくり推進計画（仮称）骨子案について

(3) 今後のスケジュールについて

(4) その他

4　閉会

《配布資料》

◎　地域安全まちづくり条例に基づく指針案　・・・・・・・・・・・・・・**資料１**
◎　地域安全まちづくり審議会企画部会における主な意見・・・・・・・**資料２**
◎　地域安全まちづくり審議会中間報告案　・・・・・・・・・・・・・・**資料３**
◎　地域安全まちづくり推進計画（仮称）骨子案・・・・・・・・・・・・**資料４**
◎　今後のスケジュールについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**資料５**

《参考資料》

○　地域安全まちづくり審議会第１回企画部会議事録要旨
○　地域安全まちづくり審議会第１回企画部会議事録
○　地域安全まちづくり審議会第２回企画部会議事録要旨
○　地域安全まちづくり審議会第２回企画部会議事録
○　地域安全まちづくり審議会第３回企画部会議事録要旨
○　地域安全まちづくり審議会第３回企画部会議事録

資料１

子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針案

第１　通則

１　目的

この指針は、地域安全まちづくり条例（平成 18 年兵庫県条例第 3 号）第 13 条の規定に基づき、学校、児童福祉施設その他子どもの教育等を行う施設（以下「学校等」という。）及び通学、通園等の用に供される道路や子どもが日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）における子どもの安全を確保するための活動及び措置について、配慮すべき事項を示すことにより、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会を形成することを目的とする。

２　基本的な考え方

(1) 指針の性格

この指針は、学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校の設置者等」という。）、子どもの保護者、地縁団体及びボランティア団体その他の団体（以下「地縁団体等」という。）に対して、学校等及び通学路等における子どもの安全を確保するための活動及び措置に当たって、配慮すべき事項を示し、もって自発的な取組を促すものである。

(2) 指針の適用

この指針は、一律に適用するものではなく、関係法令との関係、子どもの発達段階及び多様な地域の特性等に応じて対応するものとする。

(3) 指針に基づく取組

この指針に基づく活動及び措置に当たっては、地域に開かれた学校づくりの考え方を基本としつつ、子どもが被害者となる犯罪の発生状況、施設の整備内容、住民の要望等を踏まえて、学校の設置者等、子どもの保護者及び地縁団体等が相互に密接な連携を図り、特に必要な事項に重点を置いて取り組むなど、適宜創意工夫に努めるものとする。

(4) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第２　配慮すべき事項

１　子どもの危機を未然に回避するための活動及び措置

(1) 学校等における安全確保

学校の設置者等、子どもの保護者及び地縁団体等は、学校等における子どもへの危害を未然に防ぐため、相互の密接な連携により、次に掲げる活動又は措置を行うものとする。

ア　学校の設置者等による施設等の点検整備等

学校の設置者等は、正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審

者」という。）の侵入を防止して、子どもへの危害を未然に防ぐため、次に掲げる施設等の定期的、計画的な点検整備等を行うものとする。

(ｱ) 校門、囲障、外灯、校舎の窓、校舎の出入口等

(ｲ) 警報装置、県警ホットライン（注１）等の非常通報装置、校内における緊急通報システム等の防犯設備

イ　不審者の侵入防止対策等

学校の設置者等、子どもの保護者及び地縁団体等は、学校等における不審者の侵入を防止するため、相互の密接な連携により、次に掲げる活動又は措置を行うものとする。

(ｱ) 学校の設置者等の活動及び措置

ａ　来校者用の入口及び経路等を明示するなど、人の出入りに対しての適切な管理

ｂ　来校者に対する受付の設置、名簿の記入及び来校証の着用の要請

ｃ　来校者への声掛けの励行

ｄ　不審者の侵入防止及び死角の排除等のための教室、職員室等の配置等への配慮

ｅ　死角の原因となる障害物及び避難の妨げとなる障害物等の撤去移動

ｆ　防犯設備及び防犯器具の設置・充実及びこれらを用いた訓練の実施

ｇ　子どもを迎えに来る保護者等の把握と確認

ｈ　プライバシーの保護に配慮した防犯カメラの適正な運用

ｉ　子どもの保護者、地縁団体等への子どもの見守り要請

ｊ　警察署への巡回要請

ｋ　スクールガード・リーダー（注２）の積極的な活用による不審者の発見等

ｌ　学校等の施設を使用する者に対する子どもの安全確保に関する注意喚起

(ｲ) 子どもの保護者、地縁団体等の活動及び措置

ａ　学校等が募集する学校安全ボランティア（注３）等への参加

ｂ　学校安全ボランティア等としての学校等の巡視への協力

ｃ　学校等で行う防犯訓練、防犯に関する研修会等への参加

ｄ　オープンスクール並びに地域及び学校と連携した行事への参加

(2) 通学路等における安全確保

学校の設置者等、子どもの保護者及び地縁団体等は、通学路等における子どもの安全を確保するため、相互の密接な連携により、次に掲げる活動又は措置を行うものとする。

ア　学校の設置者等の活動及び措置

(ｱ) 通学路等の安全点検

(ｲ) 登下校時における巡回パトロール及び子どもの見守り活動

(ｳ) 集団登下校及び子どもの保護者等の同伴による登下校の指導

(ｴ) 通学路等で犯罪被害に遭わないための行動に関する指導及び犯罪被害に遭う危険性が生じた場合の対処方法を指導する防犯訓練の実施

(ｵ) 地域安全マップの作成、ウォークラリーの実施等による子どもを守る 110 番の家（注４）等の緊急避難場所及び地域の危険箇所の周知

(ｶ) 警察署、行政機関、関係団体、交通事業者等との情報連絡網の整備及びひょうご防犯ネット（注５）等の活用による防犯情報の入手

(ｷ) 路線バス等を登下校時にスクールバスとして活用する方策の検討

イ　子どもの保護者、地縁団体等の活動及び措置

(ｱ) 通学路等の安全点検

(ｲ) 登下校時における巡回パトロール及び子どもの見守り活動

(ｳ) 登下校時における送迎等の協力

(ｴ) 地域安全マップの作成等による地域の危険箇所及び子どもを守る 110 番の家等の緊急避難場所の周知

(ｵ) 不審者を発見した場合における警察、学校等への通報及びひょうご防犯ネット等の活用による防犯情報の入手

(ｶ) 子どもに対する防犯ブザー等の携行の指導及び使用方法の確認

(ｷ) 子どもに対する外出先の事前報告の指導

(ｸ) 子どもとともに行う防犯対策チェックリストの作成及び確認

2　子どもに対する危機発生時における活動及び措置

(1) 学校等における取組

学校の設置者等は、学校等において、子どもに対する危機が発生したときは、学校危機管理ガイドライン（注６）及び学校等で策定された不審者に関する危機管理マニュアル等に基づき行動するとともに、次に掲げる活動又は措置を行うものとする。

ア　情報収集、県警ホットライン等を活用した警察への通報、子どもの保護者への連絡、警察等へのパトロールの要請及び登下校方法の決定

イ　不審者の監視、侵入阻止及び排除

ウ　子どもに対する注意喚起及び避難誘導

エ　こころのケアを行う専門機関との連携による支援

(2) 通学路等における取組

学校の設置者等、子どもの保護者及び地縁団体等は、通学路等において、子どもに対する危機が発生したときは、次に掲げる活動又は措置を行うものとする。

ア　学校の設置者等の活動及び措置

(ｱ) 情報収集、警察への通報、子どもの保護者への連絡、警察等へのパトロールの要請及び登下校方法の決定

(ｲ) 警察署、消防署、医療機関、交通事業者等との連携による子どもの安全確保に関する情報交換

イ　子どもの保護者、地縁団体等の活動及び措置

(ｱ) 情報収集、警察への通報、学校等への連絡及び警察等へのパトロールの要請

(ｲ) 警察官、子どもの保護者、地縁団体等との合同パトロール等

(ｳ) 警察署、消防署又は医療機関等との情報交換

3　安全教育の充実

(1) 学校の設置者等の活動及び措置

学校の設置者等は、学級活動、学校行事等の機会を活用し、警察、地縁団体等と連携して、計画的に防犯講習会等を開催するなどにより、安全教育の充実を図るも

のとする。

なお、子どもに対する安全教育の実施に当たっては、次に掲げる事項に重点を置くものとする。

ア　不審者の侵入時の対処方法の習熟のための防犯訓練

イ　地域安全マップの作成等による、地域の危険箇所及び子どもを守る 110 番の家等の緊急避難場所の周知

ウ　通学路等で犯罪被害に遭わないための行動及び犯罪被害に遭う危険性が生じた場合の対処方法に関する指導

エ　極力一人にならない登下校方法の指導

(2) 子どもの保護者、地縁団体等の活動及び措置

子どもの保護者及び地縁団体等は、学校等が行う安全教育に協力するとともに、家庭及び地域において、次に掲げる活動又は措置を行うものとする。

ア　子どもとともに取り組む地域安全マップの作成を通じた地域の危険箇所及び子どもを守る 110 番の家等の緊急避難場所の周知

イ　子どもが犯罪被害に遭わないための行動に関する指導及び犯罪被害に遭う危険性が生じた場合の対処方法に関する講習会の実施

ウ　学校等が実施する防犯教室等への参加又は協力

4　子どもの安全を確保するための体制の整備

(1) 学校の設置者等の活動及び措置

学校の設置者等は、子どもの保護者、地縁団体等、警察署、消防署、行政機関等と連携して、次に掲げる活動又は措置を行うものとする。

ア　学校安全に関する組織の設置及び緊急時における教職員の役割分担等による安全確保体制の整備

イ　学校危機管理ガイドライン等を活用した不審者に関する危機管理マニュアルの作成、教職員への周知及び見直し

ウ　近隣の学校等、警察署、消防署、行政機関、関係団体、交通事業者等との情報連絡網の整備など、関係機関相互の連携体制の確立

エ　校外教育活動時、始業前、放課後及び部活動の行われる休日における防犯体制及び緊急連絡体制の整備

オ　こころのケアを行う専門機関との連携による支援体制の確立

(2) 子どもの保護者、地縁団体等の活動及び措置

子どもの保護者、地縁団体等は、相互に連携して、次に掲げる活動又は措置を行うものとする。

ア　学校等、保護者間、警察署、行政機関、関係団体、交通事業者等との情報連絡網の整備及び確認

イ　子どもを守る 110 番の家等避難場所の提供

ウ　家庭内での緊急連絡先の確認

注　1　「県警ホットライン」とは、学校等に不審者が侵入した場合における子どもの被害防止及び被害の拡大を未然に防止するため、県下すべての学校、園、児童館等の施設に設置した、各学校等と県警本部をダイレクトに結ぶ緊急通報装置である。

2　「スクールガード・リーダー」とは、学校の巡回指導・評価や学校安全ボランティアに対する警備要領の指導等を行う防犯の専門家のことで、地域学校安全指導員とも呼ばれている。

3　「学校安全ボランティア」とは、学校や通学路等の警備・防犯活動、見守り活動等、学校安全の充実を図るためにボランティアとして従事する地域住民や保護者をいう。

4　「子どもを守る 110 番の家」とは、子どもが誘拐、暴力、痴漢など、何らかの被害に遭い又は遭いそうになって助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡して、地域ぐるみで子どもの安全を守るボランティア活動をいう。

5　「ひょうご防犯ネット」とは、子どもが被害者となる事件や事故等の身近な情報をパソコン、携帯電話のメール機能により配信するシステムである。

6　「学校危機管理ガイドライン」とは、平成 14 年 3 月、兵庫県教育委員会から、学校の危機管理の考え方、不審者への対応、心のケア一等の具体的方法を示した総合的な危機管理マニュアルである。

犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針案

第１　通則

１　目的

この指針は、地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第３号）第13条の規定に基づき、住宅及び住宅地（複数の宅地及び道路、公園等が配置された一定の区域をいう。以下同じ。）の構造、設備等について、配慮すべき事項を示すことにより、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会を形成することを目的とする。

２　基本的な考え方

(1) 指針の性格

この指針は、住宅及び住宅地（以下「住宅等」という。）の事業者、設計者、所有者、管理者、居住者等に対して、住宅等の企画、計画、設計、整備、維持管理等を行うに当たって、配慮すべき事項を示し、もって自発的な取組を促すものである。

(2) 指針の対象

この指針は、新築（建替を含む。）される住宅、改修される既存の住宅、新たに整備される住宅地及び既存の住宅地を対象とする。

(3) 指針の適用

この指針は、一律に適用するものではなく、避難計画等との関係に配慮するとともに、既存の共同住宅においては、建築関係法令との関係、建築計画上の制約、管理体制の整備状況、居住者の要望及び多様な地域の特性等に応じて対応するものとする。

(4) 指針に基づく取組

この指針に基づく取組に当たっては、住宅等における犯罪の発生状況、地域の住宅等の実情や特性、居住者の要望等を踏まえて、関係者間の密接な連携により、特に必要な事項に重点を置いて取り組むなど、適宜創意工夫に努めるものとする。

(5) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第２　防犯性の向上のあり方

１　防犯に配慮した企画、計画及び設計の基本原則

近年の犯罪の増加に伴い、住宅等の防犯性の向上が重要視されていることから、住宅等の周辺地域の状況、居住者の属性、管理体制、時間帯による状況の変化等に応じて、次に掲げる防犯性向上のための基本原則（以下「基本原則」という。）に基づき、企画、計画及び設計を行うものとする。

(1) 周囲からの見通しの確保（監視性の確保）

敷地内の屋外各部及び住棟内の共用部分等は、周囲からの見通しが確保されるよう敷地内の配置計画、動線計画、住棟計画及び各部分の設計等を工夫するとともに、必要に応じて防犯カメラの設置等の措置を講じる。

(2) 居住者の帰属意識の向上及びコミュニティ形成の促進（領域性の強化）

住宅等に対する居住者の帰属意識が高まるよう、共同住宅の住棟の形態や意匠、共用部分の管理方法、住宅地内の道路、公園の意匠、管理方法等を工夫する。

また、共同住宅の共用部分や住宅地の公園、広場等の利用機会が増加することによりコミュニティの形成が促進されるよう、共同住宅の敷地内の配置計画、動線計画、住棟計画、共用部分の維持管理計画及び利用計画、住宅地内の宅地、道路及び公園の配置計画等を工夫する。

(3) 犯罪企図者の行動の限定（接近の制御）

住宅の庭、玄関扉、窓、バルコニー等は、犯罪企図者の接近が困難となるよう、敷地内の配置計画、動線計画、住棟計画及び各部分の設計並びに住宅地内の宅地、道路、公園等の配置計画を工夫するとともに、必要に応じてオートロックシステム、防犯ベル、防犯カメラ等を導入する。

(4) 破壊されにくい部材、設備等の導入（被害対象の強化・回避）

住宅の玄関扉、窓等は、侵入盗等の被害に遭いにくいように、破壊等が行われにくい構造等とするとともに、必要に応じて補助錠、面格子等を設置する。

2　防犯に配慮した企画、計画及び設計に当たっての留意点

(1) 経済性等への配慮

住宅等の設計者、事業者は、住宅又は住宅地に必要な安全性、居住性、耐久性等の性能及び経済性とのバランスに配慮しながら、建築上の対応、防犯設備の活用等により、防犯に配慮した企画、計画又は設計に努める。

(2) 隣棟、隣地等への配慮

住宅等の設計者及び事業者は、各棟単独の対策のみならず、隣棟、隣地等との関係に十分配慮しつつ、当該住宅等の居住者及び周辺住民による防犯活動の取組、警察との連携等に留意して、企画、計画又は設計に努める。

3　防犯性の維持及び向上のための取組

(1) 防犯性の維持

住宅等の事業者、所有者、管理者、居住者等は、当該住宅等の居住者の特性及び立地特性などの周辺環境の変化等について、必要に応じて確認し、防犯性能を維持する。

(2) 防犯性の向上

住宅等の所有者、管理者、居住者等は、防犯性の向上のための意識の向上及びこれに伴う設置物、設備等の維持管理、犯罪の防止に配慮した住まい方及び自主防犯体制の確立による防犯活動を促進する。

第３　共同住宅の構造、設備等

1　住宅建設の計画及び設計

(1) 計画及び設計の進め方

ア　防犯性の向上に配慮した計画の検討

住宅の建設に当たっては、計画敷地の規模及び形状、周辺地域の状況等を把握するとともに、計画建物の入居者属性、管理体制等を勘案しつつ、基本原則を踏まえて、敷地内の配置計画、動線計画、住棟計画、住戸計画等を十分に検討する。

また、防犯設備の導入等により、防犯性の向上を補完する。

イ　総合的な設計の実施

防犯性の向上に当たっては、安全性、居住性、耐久性等とのバランス、費用対効果等を総合的に判断した上で設計を行う。

ウ　隣棟及び隣地との関係

防犯性の向上に当たっては、隣地の所有者又は管理者と共同した対策を講ずるなど、必要に応じて隣棟及び隣地との関係性に配慮した設計を行う。

(2) 敷地内の配置計画、動線計画及び照明計画

ア　配置計画

敷地内の配置計画の策定に当たっては、計画敷地の規模及び形状、周辺地域との関係、計画建物の規模及び形状、管理体制等を踏まえて、監視性の確保、領域性の強化、接近の制御等の防犯性の向上方策について検討する。

イ　動線計画

敷地内の動線計画の策定に当たっては、計画敷地の規模及び形状、周辺地域との関係、住棟の配置形式、管理体制、時間帯による状況の変化等を踏まえて、監視性の確保、接近の制御等の防犯性の向上方策について検討する。

ウ　照明計画

敷地や建物内及び住宅地の照明計画の策定に当たっては、次に掲げるところにより、場所の特性に応じた防犯上必要な照度を確保する。

また、敷地内で死角となる場所、自転車置場、駐車場等では、人を検知して点灯するセンサーライト等の照明設備の設置を検討する。

(ｱ) 玄関やそのエレベーターホール等においては、夜間において10メートル先の人の顔や行動等を明確に識別できる程度以上の照度（地面又は床面における平均照度が概ね50ルクス以上をいう。以下同じ。）

(ｲ) 玄関以外の出入り口、その他のエレベーターホール、共用廊下等においては、夜間において10メートル先の人の顔や行動等を識別できる程度以上の照度（地面又は床面における平均照度が概ね20ルクス以上をいう。以下同じ。）

(ｳ) その他の場所については、夜間において４メートル先の人の行動を視認できる程度以上の照度（地面又は床面における平均照度が概ね３ルクス以上をいう。以下同じ。）

2　共用部分の設計

(1) 共用出入口

ア　共用玄関

共用玄関は、道路及びこれに準ずる通路（以下「道路等」という。）からの見通しが確保された位置に配置するものとし、道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。

また、共用玄関には、扉の内外を相互に見通せる構造の玄関扉を設置することが望ましい。

さらに、共用玄関には、各住戸との通話機能を有するインターホン及びオートロックシステムを導入することが望ましい。

イ　共用玄関以外の共用出入口

共用玄関以外の共用出入口は、道路等からの見通しが確保された位置に設置するものとし、道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見

通しを補完する対策を実施することが望ましい。

また、オートロックシステムを導入する場合には、自動施錠機能付き扉を設置する。

ウ　共用出入口の照明設備

共用玄関の内側の照明設備は、夜間において10メートル先の人の顔や行動等を明確に識別できる程度以上の照度、その外側については、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、夜間において10メートル先の人の顔や行動等を識別できる程度以上の照度を確保する。

また、共用玄関以外の共用出入口の照明設備は、夜間において10メートル先の人の顔や行動等を識別できる程度以上の照度を確保する。

(2) 管理人室

管理人室を設置する場合は、共用玄関、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。以下同じ。）及びエレベーターホールを見通せる構造とし、又はこれらに近接した位置に配置する。

(3) 共用メールコーナー

ア　配置

共用メールコーナーは、共用玄関、エレベーターホール又は管理人室などからの見通しが確保された位置に配置するものとし、見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。

イ　照明設備

共用メールコーナーの照明設備は、夜間において10メートル先の人の顔や行動等を明確に識別できる程度以上の照度を確保する。

ウ　郵便受箱

郵便受箱は、施錠可能なものとする。

また、オートロックシステムを導入する場合には、壁貫通型等とすることが望ましい。

(4) エレベーターホール

ア　配置

共用玄関の存する階のエレベーターホールは、共用玄関、管理人室等からの見通しが確保された位置に配置するものとし、見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。

イ　照明設備

共用玄関の存する階のエレベーターホールの照明設備は、夜間において10メートル先の人の顔や行動等を明確に識別できる程度以上の照度を確保する。

また、その他の階のエレベーターホールの照明設備は、夜間において10メートル先の人の顔や行動等を識別できる程度以上の照度を確保する。

(5) エレベーター

ア　防犯カメラ

エレベーターのかご内には、防犯カメラ等の設備を設置することが望ましい。

また、防犯カメラを設置する場合には、エレベーターホールにかご内の状況を写すモニターを設置することが望ましい。

イ　連絡及び警報装置

エレベーターのかご内には、押しボタン、インターホン等により外部に連絡又は吹鳴する装置を設置する。

ウ　扉

エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉には、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓を設置する。

エ　照明設備

エレベーターのかご内の照明設備は、夜間において10メートル先の人の顔や行動等を明確に識別できる程度以上の照度を確保する。

(6) 共用廊下及び共用階段

ア　構造等

(ｱ) 共用廊下及び共用階段においては、当該共用廊下内又は共用階段内の見通しを確保するとともに、エレベーターホール等からの見通しを確保し、死角を有しない配置又は構造とする。

また、各住戸のバルコニー等に近接する部分については、当該バルコニー等に侵入しにくい構造とする。

(ｲ) 共用階段のうち、屋外に設置されるものについては、住棟外部から見通しが確保されたものとすることが望ましく、屋内に設置されるものについては、各階において階段室が共用廊下等に常時開放されたものとすることが望ましい。

(ｳ) 避難のみに使用する屋外階段の地上へ通じる出入口扉には、自動施錠機能付きの錠を設置する。

イ　照明設備

共用廊下及び共用階段の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、夜間において10メートル先の人の顔や行動等を識別できる程度以上の照度を確保する。

(7) 自転車置場、オートバイ置場

ア　配置

自転車置場及びオートバイ置場は、道路等、共用玄関、居室の窓、近隣の住棟等からの見通しが確保された位置に配置する。

なお、屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、周囲に外部から自転車置場等の内部を見通すことが可能となる開口部を確保するものとし、地下階等構造上周囲からの見通しを確保することが困難な場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。

イ　盗難防止措置

自転車置場及びオートバイ置場には、チェーン用バーラック又はサイクルラックを設置する等により、盗難防止対策を講ずる。

ウ　照明設備

自転車置場及びオートバイ置場の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、夜間において４メートル先の人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。

(8) 駐車場

ア　配置

駐車場は、人の視線を自然な形で確保できるよう、道路等、共用玄関、居室の窓、近隣の住棟等からの見通しが確保された位置に配置するものとし、屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、周囲に開口部を確保する。

屋根の設置に当たっては、建物への侵入の足場となることがないよう、隣接する建物の窓及び共用廊下、共用階段までの距離を確保する。

なお、地下階に設置する場合等、構造上周囲からの見通しを確保することが困難な場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。

イ　照明設備

駐車場の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、夜間において４メートル先の人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。

工作物、樹木、汚損等により、照明設備の照度が低下することがないよう、定期的に点検する。

(9) 通路

ア　配置

通路は、道路等、共用玄関、居室の窓、近隣の住棟等からの見通しが確保された位置に配置する。

また、周辺環境、時間帯による利用状況、管理体制等を踏まえて、道路等、共用玄関、屋外駐車場等を結ぶ特定の通路に動線が集中するように配置することが望ましい。

さらに、通路の沿道には、領域性の強化を図るため、住民が維持し、及び管理する花壇等を設置する等により、住民の心理的所有感を高める工夫を行うとともに、監視性を確保するため、敷地内における死角をできる限り排除する等により、通路から敷地内の見通しを確保することが望ましい。

イ　照明設備

通路の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、夜間において４メートル先の人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。

(10)　児童遊園、広場、緑地等

ア　配置

児童遊園、広場、緑地等は、道路等や共用玄関、居室の窓、近隣の住棟等からの見通しが確保された位置に配置する。

イ　照明設備

児童遊園、広場、緑地等の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、夜間において４メートル先の人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。

ウ　塀、柵、垣等

領域性を明示するため、敷地の周囲等には塀、柵、垣等を設置することが望ましい。

また、塀、柵、垣等の位置、構造、高さ等は、監視性の確保及び接近性の制御に配慮し、周囲からの死角の原因又は住戸の窓等への侵入の足場とならないよう工夫する。

エ　植栽

植栽は、死角を作らないように配置するとともに、下枝を剪定し、見通しを確保するための措置を講ずる。

なお、植栽は、敷地内の空間に潤いを与えるなどの効果を有することから、必要以上に樹木の伐採又は剪定をすることのないよう留意する。

オ　花壇等の設置

花壇等を設置するとともに、住民によるこれらの維持・管理活動を促し、住民の心理的所有感を高めることにより、領域性の強化を図る。

(11)　その他

ア　屋上

屋上への出入口等には、扉を設置し、屋上を居住者等に常時開放する場合を除いて施錠可能なものとする。

また、屋上がバルコニー等に接近する場合には、住民が避難するのに支障のない範囲において、面格子又は柵を設置し、バルコニー等への侵入防止に有効な措置を講ずる。

イ　ゴミ置場

ゴミ置場は、道路等からの見通しが確保された位置に配置し、住棟と別棟とする場合は、住棟等への延焼のおそれのない位置に配置する。

また、ゴミ置場は、他の部分と塀、施錠可能な扉等で区画するとともに、照明設備を設置することが望ましい。

ウ　集会所等

集会所等の共同施設は、周囲からの見通しを確保するため、主要な動線上に配置するなどの設計上の工夫を行う。

エ　配管、雨樋、外壁等

配管、雨樋、外壁等は、上階への足掛かりになりにくいものにする。

オ　防犯カメラの適正な運用

(ｱ) 設置

防犯カメラを設置する場合は、防犯カメラの映像を録画する記録装置を設置することが望ましい。

なお、防犯カメラの運用に当たっては、プライバシーの保護に配慮した監視体制を整備する。

(ｲ) 配置等

防犯カメラを設置する場合は、人の視線を補完するとともに、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置する。

(ｳ) 照明設備

防犯カメラが撮影する箇所の照明設備は、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保する。

また、防犯カメラ等の防犯設備については、汚損、損傷、照度の不足又は樹木に覆われる等により、その機能が低下することのないよう、定期的に点検する。

3　専用部分の設計

(1) 住戸の玄関扉等

ア　配置

玄関扉は、廊下、階段等からの見通しが確保された位置に配置する。

イ　材質及び構造

住戸の玄関扉等は、防犯建物部品等（注１）の扉、枠及び錠を設置する。

また、住宅の改修の場合において、やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合の玄関扉及び枠は、スチール製等の破壊が困難なものとするとともに、デッドボルト（かんぬき）が外部から見えない構造とするなど、こじ開け防止に有効な構造とする。

さらに、錠については、ピッキング、カム送り開錠、サムターン回し等による不正な開錠を困難にする措置を講ずるほか、主錠の他に補助錠を設置することが望ましい。

ウ　ドアスコープ、ドアチェーン等

住戸の玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置するとともに、錠の機能を補完するドアチェーン等を設置する。

エ　郵便受け

玄関扉に郵便受けが設置されている場合は、内側に受け箱を取り付けるなどにより、外部から手を入れたり、針金等を差し込むなどの方法によるサムターン回し等による開錠を困難とする措置を講ずる。

オ　明かり取り

明かり取りにガラスを設ける場合は、破壊が困難なものを使用し、万一ガラスを破壊されても手を差し込むことができない構造とする。

カ　勝手口

勝手口を設置する場合は、廊下等からの見通しが確保された位置に配置する。

また、玄関扉と同等の防犯性能を有する主錠を設置するとともに、補助錠を設置することが望ましい。

(2) インターホン及びドアホン

ア　住戸玄関外側との通話等

住戸内には、住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホンを設置する。

なお、インターホン又はドアホンの設置に当たっては、住戸玄関の外側を写し出せる機能を有するものとすることが望ましい。

イ　管理人室との通話等

管理人室が設置されている場合は、管理人室との通話機能を有するインターホンを設置する。

また、オートロックシステムを導入する場合は、共用玄関扉の電気錠と連動するものとし、共用玄関の外側との間の通話機能を有する構造とする。

なお、インターホンには、管理人室等に非常時であることを知らせる非常押しボタンを設置する。

(3) 住戸の窓

ア　共用廊下に面する住戸の窓等

共用廊下に面する住戸の窓（侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。）及び

接地階に存する住戸の窓のうちバルコニー等に面するもの以外のものは、防犯建物部品等のサッシ及び防犯建物部品等のガラス（防犯建物部品等のウィンドフィルムを貼付したものを含む。）、面格子（火災等における緊急避難が可能なもの）その他の建具を設置する。

イ　バルコニー等に面する窓

バルコニー等に面する住戸の窓のうち、不審者の侵入が想定される階に存するものは、防犯建物部品等のサッシ及び防犯建物部品等のガラス（防犯建物部品等のウィンドフィルムを貼付したものを含む。）その他の建具を設置する。

また、住宅の改修の場合であって、やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、錠付きクレセント、補助錠の設置等住戸内への侵入防止に有効な措置を講ずる。

ウ　住棟の側面の窓

住棟の側面（妻側）にも窓を設け、敷地内の死角となる空間をできる限り排除し、監視性を確保する。

(4) バルコニー

ア　配置

住戸のバルコニーは、縦樋、階段の手摺り等を利用した侵入が困難な位置に配置するものとし、やむを得ず縦樋、階段の手摺り等がバルコニーに接近する場合には、面格子の設置等バルコニーへの侵入防止に有効な措置を講ずる。

イ　手摺り等

住戸のバルコニーの手摺り等は、プライバシーの確保及び転落防止に支障のない範囲において、周囲の道路等、共用廊下、居室の窓等からの見通しが確保された構造とする。

ウ　接地階のバルコニー

接地階の住戸のバルコニーの外側等の住戸周りは、住戸のプライバシーの確保に配慮しつつ、周囲からの見通しを確保したものとすることが望ましい。

なお、専用庭を配置する場合には、その周囲に設置する柵又は垣は、不審者の侵入の防止に有効な構造とするとともに、人の動きを検知して点灯するセンサーライト等の照明設備を設置することが望ましい。

第４　一戸建て住宅の構造、設備等

１　住宅建設の計画及び設計

(1) 計画及び設計の進め方

ア　防犯性の向上に配慮した計画の検討

住宅の建設に当たっては、計画敷地の規模及び形状、周辺地域の状況等を把握するとともに、敷地内の配置計画及び動線計画を勘案しつつ、基本原則を踏まえて検討する。

また、防犯設備の導入等により、防犯性の向上を補完する。

イ　総合的な設計の実施

防犯性の向上に当たっては、安全性、居住性、耐久性等とのバランス、費用対効果等を総合的に判断した上で設計を行う。

ウ　隣棟及び隣地との関係

防犯性の向上に当たっては、隣地の所有者又は管理者と共同した対策を講ずるなど、必要に応じて隣棟及び隣地との関係性に配慮した設計を行う。

(2) 敷地内の配置計画及び動線計画

ア　配置計画

敷地内の配置計画の策定に当たっては、計画敷地の規模及び形状、周辺地域との関係、計画建物の規模及び形状等を踏まえて、監視性の確保、領域性の強化、接近の制御等の防犯性の向上方策について検討する。

イ　動線計画

敷地内の動線計画の策定に当たっては、計画敷地の規模及び形状、周辺地域との関係、時間帯による状況の変化等を踏まえて、監視性の確保、接近の制御等の防犯性の向上方策について検討する。

2　一戸建て住宅の設計

(1) 住戸の玄関扉

ア　配置

玄関扉は、道路からの見通しが確保された位置に配置するものとし、見通しが確保されない場合には、門扉の設置等により玄関付近の侵入防止に有効な措置を講ずる。

イ　材質及び構造

住戸の玄関扉等は、防犯建物部品等の扉、枠及び錠を設置する。

また、住宅の改修の場合で、やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合の玄関扉及び枠は、その材質をスチール製等の破壊が困難なものとし、デッドボルト（かんぬき）が外部から見えない構造とするなど、こじ開け防止に有効な構造とする。

さらに、錠については、ピッキング、カム送り開錠、サムターン回し等による不正な開錠を困難にする措置を講ずるほか、主錠の他に補助錠を設置することが望ましい。

ウ　ドアスコープ、ドアチェーン等

住戸の玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置するとともに、錠の機能を補完するドアチェーン等を設置する。

エ　郵便受け

玄関扉に郵便受けが設置されている場合は、内側に受け箱を取り付けるなどにより、外部から手を入れたり、針金等を差し込むなどの方法によるサムターン回し等による開錠が困難となるよう措置を講ずる。

オ　明かり取り

明かり取りにガラスを設ける場合は、破壊が困難なガラス等を使用し、万一ガラスを破壊されても手を差し込むことができない構造とする。

カ　勝手口

勝手口を設置する場合は、道路等からの見通しが確保された位置に配置する。

また、玄関扉と同等の防犯性能を有する主錠を設置するとともに、補助錠を設置することが望ましい。

さらに、人の動きを検知して点灯するセンサーライト等の照明設備を設置することが望ましい。

(2) インターホン及びドアホン

住戸内には、住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホンを設置する。

なお、インターホン又はドアホンの設置に当たっては、住戸玄関の外側を写し出せる機能を有するものとすることが望ましい。

(3) 住戸の窓

ア　位置

侵入が容易な位置にある窓は、道路からの見通しを確保することが望ましい。

また、見通しが確保されない場合には、門扉の設置等により当該窓付近への侵入防止に有効な措置を講ずることが望ましい。

イ　錠

侵入が容易な位置にある居室の窓は、錠付きクレセント、補助錠の設置等侵入防止に有効な措置を講ずる。

ウ　構造

侵入が容易な位置にある居室の窓は、破壊が困難なガラスを使用するほか、防犯性の高い雨戸又は窓シャッター等を設置することが望ましい。

なお、侵入が容易な位置にある居室以外の窓は、面格子の設置等侵入防止に有効な措置を講ずる。

エ　照明設備

掃き出し窓などには、人の動きを検知して点灯するセンサーライト等の照明設備を設置することが望ましい。

(4) バルコニー

ア　配置

住戸のバルコニーは、縦樋、階段の手摺り等を利用した侵入が困難な位置に配置するものとし、やむを得ず縦樋、階段の手摺り等がバルコニーに接近する場合には、面格子の設置等バルコニーへの侵入防止に有効な措置を講ずる。

イ　手摺り等

住戸のバルコニーの手摺り等は、プライバシーの確保及び転落防止に支障のない範囲において、周囲の道路、居室の窓等からの見通しが確保された構造とする。

(5) 駐車場

ア　配置

駐車場は、道路等、玄関、居室の窓、近隣の住戸等からの見通しが確保された位置に配置する。

また、駐車場に屋根を設ける場合は、住戸の窓等への侵入の足場にならない位置及び構造とする。

イ　照明設備

駐車場には、人の動きを検知して点灯するセンサーライト等の照明設備を設置することが望ましい。

(6) 庭及び敷地内の空地

ア　配置

庭及び敷地内の空地は、周囲からの見通しが確保された配置及び構造とする。なお、やむを得ず見通しが確保できない場合には、地面を砂利敷きにする等の措置を講ずることが望ましい。

イ　照明設備

庭及び敷地内の空地には、人の動きを検知して点灯するセンサーライト等の照明設備を設置することが望ましい。

ウ　植栽

植栽は、死角を作らないように配置するとともに、下枝を剪定して、見通しを確保する。

(7) 塀、柵、垣等

領域性を明示するため、敷地の周囲等には塀、柵、垣等を設置する。

また、塀、柵、垣等の位置、構造、高さ等は、監視性の確保及び接近性の制御に配慮し、周囲からの死角の原因又は住戸の窓等への侵入の足場とならないよう工夫する。

(8) 防犯センサー等

防犯センサーを設置する場合は、周囲の状況を勘案し、玄関、勝手口、裏庭、駐車場等それぞれにおいて、侵入防止に有効な位置、種類等を検討して設置する。

また、必要に応じて、外部の警備会社等に通報可能なセキュリティシステムの採用を検討することが望ましい。

(9) その他

門扉を設置する場合は、施錠可能な構造とし、夜間における見通しを確保するため、屋外照明を設置することが望ましい。

また、配管、雨樋、外壁等は、上階への足がかりにならないようにすることが望ましい。

第５　住宅地の構造、設備等

１　住宅地整備の計画及び設計

(1) 計画及び設計の進め方

ア　防犯性の向上に配慮した計画の検討

住宅地の整備に当たっては、計画地の規模及び形状、周辺地域の状況等を把握するとともに、計画地内の土地利用計画等を勘案しつつ、基本原則を踏まえて検討する。

また、防犯設備の導入等により、防犯性の向上を補完する。

イ　総合的な設計の実施

防犯性の向上に当たっては、安全性、居住性、耐久性等とのバランス、費用対効果等を総合的に判断した上で設計を行う。

(2) 住宅地の全体計画

領域性を強化するため、道路、公園及び住宅地内の各住棟の色調を統一するなど、デザインによるイメージの向上及び住民による当該住宅地の維持管理のしやすさに留意することが望ましい。

また、防災の観点から、避難動線の確保に努めるとともに、領域性の強化及び接近の制御のため、クルドサック（注２）、ループターン方式（注３）等により、できる限り通過交通を排除することが望ましい。

さらに、全体計画の策定においては、領域性を強化するため、住民相互の交流が図られ、コミュニティの形成が促進されるよう、住宅のまとまりに配慮する。

2　住宅地の設計

(1) 宅地の配置及び形状

ア　配置

宅地の周辺からの見通しを確保するため、道路を挟んで向かい合わせに宅地を配置する。

イ　形状

道路からの見通しを確保するため、旗竿型等の形状を避け、整形な形状の宅地とすることが望ましい。

(2) 道路

ア　構造

道路の構造、周辺の状況、利用形態等を勘案し、柵、植栽、縁石等により、歩道と車道を分離することが望ましい。

イ　植栽、工作物等

植栽や工作物等により見通しが阻害される場合は、見通しを確保するための措置をとるとともに、道路の植栽を行うに当たっては、道路空間に潤いを与えるなどの効果を有することから、必要以上に樹木の伐採又は剪定をすることのないよう留意する。

また、植栽等については、アドプト制度（注４）の導入等により、地域住民が行政と協働して、その管理活動に参加する方法を工夫することが望ましい。

さらに、コミュニティ道路の整備や幹線道路との接続部でのハンプ（段差）の設置、区域によって舗装の仕上げを変化させるなどにより、地域の一体性を演出し、領域性を強化するよう配慮することが望ましい。

ウ　照明

夜間においては、周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、４メートル先の人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。

また、照明設備は、住宅敷地への侵入の足場になりにくいものとするとともに、照明設備が樹木に覆われ、又は汚損して照度が低下することがないよう、適宜点検する。

周辺の状況等により、照明設備の新設又は増設が難しい場合は、門灯又は広告灯等が深夜まで点灯されるよう、沿道住民、事業者等の理解と協力を求める。

エ　子どもを守る110番の家等

沿道における子どもを守る110番の家（注５）等の緊急時に子ども等を保護する民間ボランティアの活動拠点又は防犯ベル等の緊急通報装置の設置が望ましい。

(3) 公園及び広場

ア　配置

住宅地内に、公園もしくは広場（以下「公園等」という。以下同じ。）を配置す

る場合は、可能な限り住宅地の中央部に配置するなどにより、周辺からの見通しを確保する。

イ　構造等

公園等は、隣接する建物への侵入経路となる場合があることから、境界部には植栽又は乗り越えにくい柵を巡らすなど、侵入防止対策を講ずることが望ましい。

また、内部への一般車両の進入を制限するため、車止め等を設置するほか、植栽については、周囲の道路、住居等から園路の見通しを確保できるような樹種の選定、配置を行う。

なお、植栽は、周辺住民の生活に潤いを与えるなどの効果を有することから、必要以上に樹木の剪定又は伐採をすることのないよう留意する。

さらに、遊具、ベンチ等の設備により、見通しの悪い空間が生じることのないよう配慮し、人の姿が自然に捉えられるよう工夫する。

ウ　照明

夜間においては、周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、４メートル先の人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。

エ　トイレ

トイレの整備に当たっては、必要に応じて園路又は外周からの見通しが確保される場所に設置する。夜間にも利用できるトイレにおいては、建物の入口付近及び内部において、周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、10メートル先の人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保する。

周囲から見通しの悪いトイレには、必要に応じて防犯ベル、赤色回転灯等の防犯設備を設置する。

オ　花壇等の設置

領域性を強化するため、花壇等を設置し、利用や管理について話し合う機会を設けるなど、住民参加の方法に留意し、住民に愛される公園づくりを推進することが望ましい。

カ　その他

公園等の周辺に、交番・駐在所、子どもを守る110番の家等緊急時に子ども等を保護する民間ボランティアの活動拠点又は緊急通報装置、防犯カメラ等の防犯設備の設置が望ましい。

(4) ゴミ置き場

ゴミ置場は、道路等からの見通しが確保された位置及び住宅等への延焼のおそれのない位置に配置するとともに、他の部分と塀、施錠可能な扉等で区画されたものとし、照明設備の設置が望ましい。

(5) 共同駐車場

共同駐車場は、周囲からの見通しが確保された位置に配置する。

共同駐車場には人の動きを検知して点灯するセンサーライト等の照明設備を設置することが望ましい。

3　個々の住宅の防犯性の担保等

住宅地内に建設される住宅について、塀の高さの制限、植栽の見通し確保、門灯の設置及び割れにくいガラスの使用等により、防犯性能の確保を担保するため、地区計

画、建築協定、緑化協定等の実効性のある協定の締結、街並みづくり、路上の違法駐車の規制等のソフトなルールづくりを行うことが望ましい。

第６　居住者等の防犯意識の醸成及び連携による取組

１　設置物、設備等の点検及び維持管理

(1) 防犯設備の点検整備

オートロックシステム、インターホン、防犯カメラ等の防犯設備が正常に作動しているか定期的に点検整備する。

(2) 死角となるものの除去

共同住宅の共用廊下、共用玄関等及び住宅の敷地内に物置、ロッカー等死角となるものを置いている場合は、これらのものを除去または移動し、見通しを確保する。

(3) 植栽の樹種の選定及び位置

植栽は、周囲からの見通しを妨げ、又は侵入者が身を隠せないように、樹種の選定及び植栽の位置に配慮するとともに、繁りすぎて死角が生じないよう定期的な剪定又は伐採を行う。

なお、植栽は、周辺住民の生活に潤いを与える効果を有することから、必要以上に樹木の剪定又は伐採をすることのないよう留意する。

(4) 屋外機器の適切な場所への設置

屋外に設置する機器や物置等については、侵入の足場とならないように適切な場所に設置する。

(5) 住宅地内における空地等の管理対策

空地及び空家（以下「空地等」という。以下同じ。）の所有者等は、定期的な雑草の処理、不要物の放置があった場合における速やかな除去など、犯罪の防止に配慮した適切な管理に留意するとともに、自らによる適正な管理が困難な場合には、管理会社又は近隣住民に依頼する等の措置を講ずる。

また、自治会関係者は、空地等の所有者等との連絡を密にし、当該空地等の適正管理についての協力要請を行うことが望ましい。

２　犯罪の防止に配慮したすまい方

(1) 近隣又は地域単位での取組

隣戸と共同して、センサーライトの設置、植栽の刈り込み、清掃等を行う。

また、外出時における近隣住民への声かけ、地域において普段見かけない人への問いかけ等を行い、地域ぐるみで犯罪を防止する。

(2) 戸締り等

ア　戸締り

外出する場合及び就寝する場合には、出入口、窓（特にトイレ、浴室の小窓等）門扉等の戸締りを確認する。

イ　鍵の携行

外出する場合には、鍵を敷地内に保管することなく携行する。

３　自主防犯体制の確立による活動等

(1) 管理組合等を中心とした自主防犯活動の推進

住宅等の居住者又は管理者は、当該共同住宅の構造、防犯設備の機能等を十分に

理解するとともに、共同住宅の管理組合、住宅地内の防犯組織等を中心とした防犯診断、地域ぐるみの巡回パトロール等の自主防犯活動を推進する。

(2) 警察署等との連携

当該住宅地等を管轄する警察署等との連携に努め、犯罪発生状況等の情報を有効に活用する。

(3) 安全で安心な魅力あるまちづくりの推進

高齢化が進展する中、地域の見守りサービスやコミュニティビジネス等の地域活動の展開は、地域住民相互のふれあいを促進するとともに、地域における監視性を向上させ、防犯性を高めることにつながるため、地域の福祉や景観づくりなど安全で安心な魅力あるまちづくりの活動を推進する。

注 1 「防犯建物部品等」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品等、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、①騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては５分以上、②騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数７回（総攻撃時間１分以内）を超えて、侵入を防止する防犯性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。

2 「クルドサック」とは、住宅地における人と車の分離を図るために設けられる、車の転回場所のある行き止まりの袋小路をいう。

3 「ループターン」とは、輪状に出て戻る分枝道路をいう。なお、ループターンは、クルドサックと同様に住宅地における静穏な環境を維持し、通過交通による騒音や交通事故を排除することを目的としたもので、部外者の進入の減少等により防犯的な効果も期待されている。

4 「アドプト制度」とは、道路等の公共施設の一部の区域、空間を「養子」とみなして、地域住民団体、企業等が「里親」となり、「養子」となった施設を保守管理していく制度をいう。

5 「子どもを守る110番の家」とは、子どもが誘拐、暴力、痴漢など、何らかの被害に遭い又は遭いそうになって助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡して、地域ぐるみで子どもの安全を守るボランティア活動をいう。

犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針案

第１　通則

１　目的

この指針は、地域安全まちづくり条例（平成 18 年兵庫県条例第３号。以下「条例」という。）第 13 条の規定に基づき、深夜（午後 11 時から翌日の午前５時までの間をいう。以下同じ。）に物品販売業その他の営業を営む店舗（以下「深夜営業店舗」という。）及びその周辺における措置について、配慮すべき事項を示すことにより、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会を形成することを目的とする。

２　基本的な考え方

(1) 指針の性格

この指針は、深夜営業店舗において事業を営み、又は当該店舗を管理する者（以下「事業者等」という。）に対して、店舗の整備、設備の設置、警戒体制の整備等に当たって、配慮すべき事項を示し、もって自発的な取組を促すものである。

(2) 指針の対象

この指針は、すべての深夜営業店舗を対象とするが、次に掲げる営業形態等の深夜営業店舗については、強盗等の犯罪被害に遭う危険性を考慮し、特に積極的に取り組むことが望ましい。

ア　夜間における従業者が少人数であること。

イ　レジ等の現金保管場所が深夜営業店舗の出入口から比較的接近しており、多額の現金が保管されていること。

ウ　道路に面し、深夜営業店舗周辺に駐車場又は空地があること。

(3) 指針の適用

この指針は、一律に適用するものではなく、関係法令との関係、管理体制の整備状況及び多様な地域の特性等に応じて対応するものとする。

(4) 指針に基づく取組

この指針に基づく取組に当たっては、深夜営業店舗等における犯罪の発生状況、施設の整備内容、住民の要望等を踏まえて、関係者間の密接な連携により、特に配慮が必要な事項に重点を置いて取り組むなど、適宜創意工夫に努めるものとする。

(5) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第２　配慮すべき事項

１　深夜営業店舗の構造等

(1) 店舗内の見通しの確保

ア　店舗内は、来店客を装った不審者を発見することができるよう、常に整理整頓し、通路等に障害物を置かない。

イ　出入口ドア、窓ガラスには、店舗外からの見通しを妨げるようなシール、ポスター等を貼付しない。

ウ　店舗駐車場及び店舗周辺においては、周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、夜間において４メートル先の人の行動を視認できる程度以上の照度（地面又は床面における平均照度が概ね３ルクス以上をいう。以下同じ。）を確保する。

(2) カウンターの位置等

ア　店舗内にカウンターを設ける場合は、店舗の内外から見通しの良い場所に配置する。

イ　レジは、カウンター越しに手が届かない位置に配置する。

2　深夜営業店舗の防犯設備

事業者等は、来店客の出入りを禁止した事務室、倉庫等を確実に施錠するほか、次に掲げる防犯設備を設置する。

(1) 店舗内の設備

ア　防犯カメラ（店内に死角が生じないよう配置）

イ　店舗の出入口における来客感応装置

ウ　カウンター周辺における防犯ベル等の警報装置

エ　防犯ミラー

オ　警備業者等への通報装置

カ　カラーボール等直ちに使用可能な防犯機材

(2) 店舗外の設備

ア　防犯カメラ（駐車場等の警戒に配慮した配置）

イ　店舗内の通報装置と連動した構造を有する赤色回転灯等の表示装置

3　深夜営業店舗内外の警戒

事業者等及び従業者は、次に掲げるところにより、深夜営業店舗内外を警戒する。

(1) 勤務体制

深夜における勤務体制は、複数人とする。

(2) 店舗内外の警戒

不審な来店客及び店舗周辺における不審車両を早期に発見するなど、常に店舗内外の警戒に努める。

また、ヘルメット等で顔を覆ったまま入店するなど、特異な行動であると思われる者に対しては、声かけを励行する。

(3) 警備業者への委託

店舗及び店舗周辺の警備を可能な限り警備業者に委託し、深夜における巡回を強化する。

4　現金の管理

事業者等及び従業者は、次に掲げるところにより、売上金等の現金（以下「現金」という。）を適正に管理する。

(1) 金庫の構造等

店舗内に設置した金庫は、固定式とするなど、容易に持ち運びできないようにするとともに、金庫に異常があった場合の通報装置を設置する。

また、金庫の鍵の保管及び管理は、事業者等の責任ある立場の者が行う。

(2) レジの適正管理

レジ内に保管する現金は、業務に支障のない程度にとどめ、多額の現金は、金庫に移し替えて保管する。

また、使用するレジは、できる限り少数とし、使用しないレジについては、施錠を確実に行い、現金を抜き取る。

(3) その他

ア　店舗外への現金の搬送は、複数人で行う。

イ　店舗内に設置する現金自動預払機は、カウンターからの目視や防犯カメラによる監視が可能な場所に設置する。

5　防犯責任者の設置

(1) 防犯責任者の指定

事業者等は、条例第９条第３項の規定に基づき、深夜営業店舗ごとに防犯責任者を指定するものとする。

(2) 防犯責任者の役割

防犯責任者は、深夜営業店舗及びその周辺における犯罪を防止するため、次に掲げる役割を担うものとする。

ア　強盗等の犯罪が発生し、又はそのおそれがある場合の対応マニュアルの整備

イ　強盗等の犯罪発生時における警察への通報、犯人の特徴を確認するなどの具体的な従業者の任務分担の決定

ウ　防犯カメラ等の防犯設備の点検整備

エ　従業者に対する 110 番通報要領、防犯カメラの操作要領等の定期的かつ反復した防犯訓練の実施

オ　警察や地域の防犯関係機関、団体等との連携体制の確立及び防犯情報の交換等

(3) 防犯責任者に対する指導、助言等

事業者等は、防犯責任者が取り組むべき事項を把握し、防犯責任者に対する指導及び助言を行うとともに、必要に応じてその業務を補助する。

6　深夜営業店舗及びその周辺への配慮等

事業者等及び従業者は、店舗及びその周辺における犯罪の防止等に配慮して、次に掲げることに取り組むものとする。

(1) 緊急時の対応

店舗周辺において、来店客等が生命、身体又は財産に対して危害を受けていると認められる場合又は危害を受けるおそれがあると認められる場合には、ただちに警察へ通報する。

(2) 迷惑行為に対する対応

ア　店舗周辺において、来店客等が長時間にわたって居座り、大声を出して騒ぐなどの行為による近隣居住者に対する迷惑行為を防止するため、店舗周辺への定期的な水まきを行う等の対応策を講じるとともに、迷惑行為がエスカレートした場合は、警察へ通報する。

イ　店舗周辺におけるゴミの散乱防止など、環境整備にも配慮し、近隣居住者との良好な関係を保つとともに、不審者についての連絡、犯罪発生時の通報など協力関係を醸成する。

(3) 青少年の健全育成に向けた取組

青少年愛護条例（昭和 38 年兵庫県条例第 17 号）により、青少年の深夜外出は制限されていることを踏まえ、事業者等及び従業者は、深夜に店舗にいる青少年に対して、健全育成の観点から、帰宅を促す。

犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針案

第１　通則

１　目的

この指針は、地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第３号）第13条の規定に基づき、道路、公園、駐車場及び駐輪場（以下「道路等」という。）の構造、設備等について、配慮すべき事項を示すことにより、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会を形成することを目的とする。

２　基本的な考え方

(1) 指針の性格

この指針は、道路等及びこれらに附帯する設備（以下「道路等の施設」という。）を設置し、又は管理する者に対して、道路等の施設に係る企画、計画、設計、整備、維持管理等を行うに当たって、配慮すべき事項を示し、もって自発的な取組を促すものである。

(2) 指針の対象

この指針は、道路等の施設のうち、不特定の者が利用するものを対象とする。

(3) 指針の適用

この指針は、一律に適用するものではなく、関係法令との関係、計画上の制約、管理体制の整備状況、多様な地域の特性及び自然環境等に配慮して対応するものとする。

(4) 指針に基づく取組

この指針に基づく取組に当たっては、犯罪の発生状況、施設の整備内容、住民の要望等を踏まえて、関係者間の密接な連携により、特に配慮が必要な事項に重点を置いて取り組むなど、適宜創意工夫に努めるものとする。

(5) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第２　配慮すべき事項

１　道路の構造、設備等

(1) 歩道及び車道

道路の整備に当たっては、その構造、周辺の状況、利用形態等を勘案して、柵、植栽、縁石等により、歩道及び車道を分離することを基本とする。

(2) 植栽、工作物等

植栽、歩道柵、道路標識、看板等の工作物の設置に当たっては、通行人及び周辺住民からの見通しを確保する。

なお、植栽は、道路空間に潤いを与えるなどの効果を有することから、必要以上に樹木の伐採又は剪定をすることのないよう留意する。

(3) 照明設備

ア　夜間においては、周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、４メートル

先の人の行動を視認できる程度以上の照度（地面又は床面における平均照度が概ね３ルクス以上をいう。以下同じ。）を確保する。

イ　照明設備が樹木に覆われ、又は汚損して照度が低下することがないよう、適宜点検する。

ウ　周辺の状況等により、照明設備の新設又は増設が難しい場合は、門灯又は広告灯等が深夜まで点灯されるよう、沿道住民、事業者等の理解と協力を求める。

(4) 地下道等

ア　外部からの見通しの悪い地下道等は、照明設備により、４メートル先の人の行動を視認できる程度以上の照度を確保し、必要に応じて、防犯ベル、赤色回転灯、緊急通報装置等の防犯設備を設置する。

イ　地下道等に設置した防犯設備については、地域住民等と連携し、通報訓練等によって、定期的に点検、整備する。

２　公園の構造、設備等

(1) 植栽

ア　公園の植栽を行うに当たっては、次に掲げる樹種の選定、配置、剪定等により、通行人又は周辺住民からの見通しを確保する。

なお、植栽は、周辺住民の生活に潤いを与えるなどの効果を有することから、必要以上に樹木の伐採又は剪定をすることのないよう留意する。

(ｱ) 樹冠の高い高木の選定

(ｲ) 繁茂、枝振り等により視線を遮らない低木の選定

(ｳ) 植栽の生長に伴う枝葉の繁茂による見通しが妨げられないための剪定等

イ　園内全体を見通すことができない大規模な公園については、園路間の見通しに配慮して樹種を選定し、配置するとともに、植栽の生長に伴って、見通しが妨げられることのないよう、必要に応じて剪定等を行う。

(2) 遊具、ベンチ

遊具、ベンチ等の設備により、見通しの悪い空間が生じることのないよう配慮し、人の姿が自然に捉えられるよう工夫する。

(3) 照明設備

ア　夜間においては、周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、４メートル先の人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。

イ　照明設備が樹木に覆われ、又は汚損して照度が低下することがないよう、適宜点検する。

ウ　周辺の状況等により、照明設備の新設又は増設が難しい場合は、門灯又は広告灯等が深夜まで点灯されるよう、沿道住民、事業者等の理解と協力を求める。

(4) トイレ

ア　トイレの整備に当たっては、必要に応じて園路又は外周からの見通しが確保される場所に設置する。

イ　夜間に利用できるトイレにおいては、建物の入口付近及び内部において、周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、10メートル先の人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度（地面又は床面における平均照度が概ね50ルクス以上をいう。）を確保する。

ウ　周囲から見通しの悪いトイレには、必要に応じて防犯ベル、赤色回転灯等の防犯設備を設置する。

(5) その他

特に犯罪が多発している地区の公園については、必要に応じて公園内に緊急通報装置、防犯カメラ等の防犯設備を設置する。

なお、防犯カメラ等の防犯設備については、汚損、損傷等により、その機能が低下することがないよう、定期的に点検する。

3　駐車場及び駐輪場の構造、設備等

(1) 配置

ア　可能な限り人の視線が自然な形で確保できる場所に配置する。

イ　屋根の設置に当たっては、建物への侵入の足場になることがないよう、隣接する建物の窓及びベランダまでの距離を確保する。

(2) 塀、柵、垣等

ア　入口以外からの人の侵入を防止するため、容易に侵入できない構造の塀、柵、垣等を設置する。

なお、これらの塀、柵、垣等の設置に当たっては、外部から見通しできる構造とするよう努めるとともに、隣接する建物への侵入の足場にならないよう配慮する。

イ　屋内に設置される駐車場又は駐輪場にあっては、可能な限り外部から見通すことができる開口部を確保する。

(3) 出入口等

施設の規模等の必要性に応じて自動ゲート管理システムを設置し、又は管理人を配置して、入場者を管理するとともに、定期的な巡回を励行する。

(4) 照明設備

ア　夜間においては、周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、４メートル先の人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。

イ　工作物、樹木、汚損等により、照明設備の照度が低下することのないよう配慮し、適宜点検する。

(5) 防犯設備

ア　管理人等による監視が行き届かない場所については、必要に応じて防犯カメラ、防犯ミラー、人感センサー付照明、防犯ベル等の防犯設備を設置する。

イ　防犯カメラ等の防犯設備については、汚損、損傷等により、その機能が低下することがないよう、定期的に点検する。

(6) 利用者等に対する注意喚起

ア　利用者等に対して、車両等の施錠、車内における貴重品の放置防止等の注意喚起を行う。

イ　出入口には、表示板等により、防犯カメラ等の防犯設備を有している施設であることを表示する。

(7)　その他

ア　施設内に物置、空調屋外機等を設置する場合は、死角が生ずることのないよう配慮するとともに、隣接する建物への侵入の足場とならないよう配置する。

イ　駐輪場においては、チェーン用バーラック、サイクルラック等の自転車を固定する装置を設置する。

第３　地域住民に愛着を持ってもらえる施設づくり

道路等の施設の維持管理に地域の住民が参画し、協働して取り組むことは、これらに対する住民の愛着心及び帰属意識を育み、地域の住民の視線が常に注がれることにつながることから、犯罪を企てようとする者に犯行を思い止まらせる効果を有する。

このため、道路等の施設の維持管理に当たっては、次に掲げる取組を推進し、地域住民に愛される施設となるよう配慮する。

１　植栽、フラワーポットの設置等により、施設の緑化に努める。

２　落書きの消去、違法に駐車した自動車又は不法に投棄された廃自動車の排除など、犯罪を誘発するおそれのある環境の浄化に努める。

３　照明設備、防犯設備等には、必要に応じて異常発見時の連絡先を明示する。

４　アドプト制度（注１）の導入等により、道路等の施設の清掃・美化活動への地域住民の参加を促す。

注　１　「アドプト制度」とは、道路等の公共施設の一部の区域、空間を「養子」とみなして、地域住民団体、企業等が「里親」となり、「養子」となった施設を保守管理していく制度をいう。

資料２

地域安全まちづくり審議会企画部会における主な意見

主　な　意　見	意見に対する対応
◎　指針全体に関すること	
指針の普及方法は、工夫が必要である。	４指針の趣旨をわかりやすく解説したビジュアル版を作成して、市町・県民局を通じて普及啓発に努めるとともに、指針個別ごとに関係が深い地域団体、事業者団体に対して、重点的な周知・啓発に努める。
指針策定によって、どこまで継続した取り組みになっていくのか気になる。	
条例に基づく推進計画の数値目標と、ある程度、関連させるとより分かりやすくなる。	指針を踏まえての数値目標でもあり、数値目標を設定する際の参考としたい。
◎　子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針	
基本的に「開かれた学校」は、推進するべきである。防犯性能を高めることは大事ではあるが、それによりこれまでの「開かれた学校」の取組ができなくなったりすることのないようにする方がいいと思う。	「地域に開かれた学校づくり」を基本的な考え方とする旨を明確にした。
設備面では、ある程度、閉じざるを得ないと思う。しかし、ハード面のみでは限界があり、スクールガード等のボランティアを活用するなど、できるだけ人が守っていく部分が増えればと思う。	子どもの保護者、地縁団体等に対し、学校等が募集する学校安全ボランティア等への参加や学校等が行う巡視に協力するよう、指針に盛り込んだ。
単に義務を課すだけでなく、設計あるいは構造上、防犯について十分に配慮するよう考え、工夫を促すための指針とする必要がある。	子どもの安全確保のために必要な最小限度の設備を例示した。その上、「基本的な考え方」において、 ○すべての場合において一律に適用するものでないこと ○地域の特性に応じた対応 ○地域の実情に応じて、必要な事項に重点を置いて創意工夫に努める 等を規定した。
設備によってコントロールしようという考え方は、緊急避難的な観点から見るとやむを得ないと思うが、程度の問題であり、設備への過剰な依存は好ましくないと思う。	
枝葉を書き過ぎると、それだけの対応になる。学校が置かれた状況、地域の状況も違うので、地域に応じて子どもの安全をどう考えるか、そのための手がかりとして活用できるよう書き方に工夫が必要である。	

	都市部と郡部では、学校内外の安全対策も違ってくる。それをこの指針にどう取り込むかである。	基本的に防犯対策は、都市部･郡部で差異はないと考えられるが、地域の実情に応じて、重点的に取り組むべき事項には差異があることから、「基本的な考え方」において、 〇すべての場合において一律に適用するものでないこと 〇地域の特性に応じた対応 〇地域の実情に応じて、必要な事項に重点を置いて創意工夫に努める 等を規定した。
	これまで文部科学省から、指針やマニュアル等が出ている。その基本は、学校の置かれている立地条件や規模とかいろいろ違うため、最終的には、学校ごとに考えざるをえない。	
	指針として項目を挙げることも大事ではあるが、いろいろな取組例を情報提供することにより、その中から参考となる部分を活用してもらうことも必要ではないか。	指針を普及するなかで、学校の設置者、子どもの保護者又は地縁団体等の取組例を示していく。
	ソフト面のマニュアルは結構あるが、ハード面でもマニュアルをつくって定期的に点検することが必要になってくるので、そのような視点を少し入れてもらえればと思う。	既に、学校の種別ごとにハードの施設基準が文部科学省から示されている。 （指針案では、施設等の点検整備は規定している）
	不審者への対応のみならず、身近な大人への対応について、難しいとは思うが「安全教育の充実」の中で対応してもらえればと思う。	身近な大人への対応は、規範意識を高めるための施策の中で対応する。
	地域による子育て支援などのネットワークづくりのシステムとうまく連携して、地域力を発揮させていくことが大切である。	各種ネットワークと連動した施策の推進に配意する。
	保護者とか地域の方も一緒に学校を点検するような機会も大事である。指針の基本的な立場として、地域との連携も非常に重要と思う。	「基本的な考え方」において、学校の設置者や保護者・地縁団体等が相互に密接な連携を図ることを規定した。
	各主体の活動が相互に連携し合い、地域で一緒になって考えることが必要で、そのようなニュアンスがでるよう検討すべきである。	

◎　犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針

設備依存的なものではなく、「空間の力」でどうしても対応できない部分のみ、設備の力を借りるべきである。 安易に「設備の力」に依存しないことが、むしろ犯罪に強い設計・計画に結びつくので、できるだけ、そういったニュアンスが出るようにしてほしい。	例えば、共同住宅の共用部分の通路沿道や広場に花壇を設置し、共用部分の利用機会が増加することによってコミュニティの形成を促進する等、設備面のみならず、いわゆる領域性を強化する工夫を随所に盛り込んでいる。
団地型住宅のオープンスペースには、領域性が欠如している部分が多い。どのようにオープンスペースの設計をするかが重要であるため、できればその部分についてもう少し強調していただきたい。	
共同住宅、住宅地において、心理的所有感を高め、防犯意識をさらに強めるため、物の利用との関係をもう少し考慮していくことが大事である。	
現実の問題として、建売業者は、狭い土地でいかに戸数をたくさん建てるかを重視している。このような業者に対するこの指針の活かし方が重要である。	ひょうご防犯まちづくり推進協議会に参加している建築関係５団体（建設業協会・建築士会等）等を通じ、理解と協力を得て周知・啓発に努める。
安易に設備だけに頼った解決の仕方も往々にしてある。防犯環境設計への理解を深め、県下の設計士に啓発を進めるには、キチッとした指針をつくる必要がある。	
本県は、地域によって住宅の状況が全く違っている。犯罪は、地域と密接にかかわるため、地域性をどのように見ていくかは大事な視点である。	防犯対策は、地域に応じた取り組みが必要であるものの、基本的な視点は同じと考える。 指針では、防犯対策の一般的な具体的手法を網羅した上で、 ○　一律に適用するものでなく多様な地域特性に応じ対応 ○　必要のない場合、異なる手法又はこれ以外にも防犯上の配慮が必要である ことを明記した。

	地域的な犯罪発生実態の情報ともリンクして、住宅の安全性を考えることが重要である。	「基本的な考え方」において、指針は、住宅等の整備を行う際の一般的な手法を具体的に示したもので、住宅等の諸条件によって対応していく必要があることを明記した。 今後、地域に応じた取組が促進されるよう、地域の犯罪発生情報等の提供に努める。
	地域性の問題に対する具体的な対策は、その地域や道路等の周辺環境の違いに強く影響が出てくると思われる。 指針を必要とする人に対して、地域情報が盛り込まれ、地域性に対する考え方の違いとか、地域、場所に応じた有効なアドバイスができればと思う。	
	既存住宅は、どうしても後づけで防犯カメラ等の設備に依存せざるを得ない。指針は、新築や改修など、いろいろな状況にも適用するように一本化して検討するようだが、それをどこまで書くかである。	
	ハード面のみならず、ソフト面についても盛り込むことが大事である。	ハード面は、共同住宅、一戸建て住宅及び住宅地の各項目で規定し、ソフト面については、「第６ 居住者等の防犯意識の醸成及び連携」で個別に規定した。
	共同住宅の共用部分等の照明について、単に、何ルクス以上とするのではなく、メリハリをつけて、防犯に有効な照明計画のあり方が出ている方がいい。	新たに「照明計画」の項目を設けて、住宅建設の計画及び設計段階から、場所ごとに防犯に有効な照度が確保されるよう規定した。
	共同住宅の駐車場を含めた共用部分においても、センサーライトの設置について検討願いたい。	共同住宅の照明計画において、死角となる場所、自転車置場、駐車場等においては、センサーライトの設置を検討するよう規定した。
	住宅地の全体計画において「住宅地の規模に応じて、警備員が当該住宅地内又は当該住宅地付近に常駐し、定期的に巡回するシステムの導入を検討」とあるが、これを推奨していくことが本当にいいのか少し疑問に思う。	意見に沿って削除した。

◎　深夜営業店舗に係る措置に関する指針

今後、どのような営業形態が出現するかわからないので、指針の主たる対象店舗は、ある程度、一般的・普遍的に書かざるを得ない。 ただ、業態や規模等によって、できること、できないことがあるので、重点を置くべきポイントを明らかにした方がよい。	すべての深夜営業店舗を対象とした上で、特に強盗等の犯罪の被害者となりやすい営業形態を明示し、特に重点を置いて取り組むべきことを明記した。
事業所に設置される防犯責任者は、名前だけにならないようにすべきである。	コンビニ、金融機関、書店等の各種事業者団体に対し、積極的に設置を呼びかける。 また、講習会の実施も検討していく。
防犯責任者に対する講習等によって、どのように機能させるのか。	
普及方法の一つとして、共同住宅のように、優良モデル深夜営業店舗とか、防犯モデル店舗といった、レッテルを張るような制度も考えられる。	今後の検討課題としたい。
できれば子どもの健全育成の視点を少し入れていただきたい。	「青少年の健全育成に向けた取組」の項を設け、深夜における青少年への帰宅を促す内容を盛り込んだ。
コンビニ前のごみ箱は、ごみが散乱し整理されておらず、十分に管理されてないところがある。店舗周辺の環境整備にも配慮した内容が必要ではないか。	迷惑行為に対する対応の中で、店舗周辺におけるごみの散乱防止など、環境整備への配慮を盛り込んだ。
夜間、店舗の明かりは、帰宅する人に一種の安心感を与えている。店舗によって「こども 110 番の店」にもなっているが、そういった内容は書けないのか。	子ども 110 番の店は、深夜営業店舗のみならず、幅広い業種において期待される取組であり、深夜営業店舗という限定された営業形態の指針に盛り込む必要は低いと考える。

◎　犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

だれに対して、どういう場面で、どのように指針を使ってもらうかが重要である。	「基本的な考え方」において、道路等の設置・管理者に対して、自発的な取組を促すものであり、地域の特性及び自然環境に配慮して対応すること等を規定した。
地域の住民とのかかわりとして、ソフト面をどのように書くか、少し工夫の余地がある。	「第３　地域住民に愛着を持ってもらえる施設づくり」の章を設け、割れ窓理論の考え方に基づき、地域住民に施設の清掃、美化活動等に参加していただく等、愛される施設づくりを推進することを盛り込んだ。 また、道路及び公園の照明設備については、周辺住民や事業者等に門灯、広告灯等の点灯の協力を求めることを盛り込んだ。
施設に愛着を持って、地域の人がどれくらい管理にかかわっているかが非常に大事なところである。	
アドプト制度も含めて、電球の球切れ等への取組は、落書き消しと同様に「割れ窓理論」と言われている。そういった環境のほころびのようなものを早く見つけることが、将来の犯罪被害、被害の拡大を防止することができるという考え方であり、愛着の持てる環境づくりそのものという気がする。	
警察庁犯罪統計によると、子どもを対象とした略取誘拐事件の発生場所は、道路が圧倒的に多い。道路の指針では、できる限り死角をなくし、見通しをよくすることが必要である。	植栽、工作物等の設置に際して、通行人及び周辺住民からの見通しを確保するほか、照明設備による照度確保を規定した。
ひったくり等の犯罪が起きないよう、歩道と車道の境界のつくり方について示しているが、実際には、歩道がとれない道路がたくさんある。歩道と車道を分離することが常にいいとも言えないので、少し書き方を工夫していただきたい。	単に歩車道分離とせず、周辺の状況、利用形態等を勘案して、柵、植栽、縁石等により、歩道及び車道を分離することを基本とする旨、明記した。
「地域住民に愛着を持ってもらえる施設づくり」の中で、「電球の球切れ等、施設内の維持管理上の問題は、施設の設置管理者〇〇までご連絡ください」等の標識を設置するとなっているが、少なくともかぎ括弧で書かない方がいいと思う。この標識自体が抑止力につながるという意味で書かれているように思うので、実質的に電球が替えられるように書けばいい。	「照明設備、防犯設備等には、必要に応じて異常発見時の連絡先を明示する」とした。

資料３

平成１８年１０月６日

兵　庫　県　知　事
　　井　戸　敏　三　　様

地 域 安 全 ま ち づ く り 審 議 会
会　長　　山　下　　淳

推進計画及び指針について（中間報告）

平成１８年５月２６日に諮問のあった標記のことについて、別添のとおり中間報告します。

今回の中間報告は、諮問事項のうち指針について取りまとめたもので、指針の答申ともいうべき内容になっていますので、県当局におかれてはこれを十分に尊重の上、早急に指針の策定を進められるようお願いします。

地域安全まちづくり審議会中間報告

～地域安全まちづくり条例に基づく指針について～

（案）

平 成 １ ８ 年 １ ０ 月

地域安全まちづくり審議会

はじめに

地域社会を構成する県民等（県民、地縁団体、ボランティア団体、事業者など）が相互に連携を深め、自発的・自律的な意思による地域安全まちづくり活動（犯罪の防止その他安全で快適な暮らしのための活動）を通じて、安全で安心な兵庫を実現することを目的として、兵庫県では「地域安全まちづくり条例」を制定し、平成１８年４月１日から施行している。

同条例では、こうした県民等による活動を息の長い取組として継続、発展させていくため、県民等による地域安全まちづくり活動を支援する施策を総合的・計画的に実施するための「推進計画」と、子どもの安全確保や道路、住宅の防犯性の向上など、地域安全まちづくり活動に当たって配慮すべき具体的な方向性を示した「指針」を策定することとしている。

平成１８年５月、当審議会は、知事から「推進計画及び指針」について諮問を受けたが、特に「指針」は、県民等が地域安全まちづくり活動を展開する上での羅針盤ともいうべきもので、できるだけ早急に県民等に示し、これに基づいて実践的な取組を展開していただく必要があることから、先に指針について議論を重ね、今回、その結果を取りまとめ、公表することとした。

今後は推進計画の議論を進め、最終的な答申を取りまとめることになるが、今回の中間報告は、指針についての最終答申ともいうべき内容になっているので、県当局におかれては、これを十分に尊重の上、早急に指針を策定され、県民等がこの指針に基づいて、地域の実情に応じて適宜創意工夫を加えながら、安全で安心な地域社会の構築に主体的に取り組まれることを期待するものである。

1　指針の種類

地域安全まちづくり条例において、策定することとしている指針は次の４種類である。

種　　類	対象者	説　　明
子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針	保護者・地縁団体・学校、通学路の設置管理者	登下校時の見守り活動や関係機関への連絡など、学校、通学路等における活動や措置の内容を示し、もって子どもの安全確保を図る
犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針	住宅・住宅地の整備者や所有・管理者	破壊困難な窓・扉の設置や死角となる障害物の除去などの配慮事項を示し、犯罪の起こりにくい住宅等の普及を図る
犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針	深夜に物品販売等を営む者	レジの配置改善や防犯カメラの設置、現金管理などの配慮事項を示し、店舗及びその周辺の安全確保を図る
犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針	道路・公園・駐車場等の設置・管理者	歩車道の分離や見通しの確保など、防犯への配慮事項を示し、犯罪の起こりにくい道路等の普及を図る

2　指針の基本的な考え方

(1) 指針の性格

各指針の内容と関係の深い県民等に対して、子どもの安全を確保するための活動や措置、住宅、深夜営業店舗、道路等の構造、設備等、地域安全まちづくり活動に当たって配慮すべき事項を示し、その自発的な取組を促すものであること

(2) 指針の適用

指針の内容は、一律に適用するものではなく、関係法令や地域特性などを考慮して対応するものであること

(3) 指針の見直し

社会状況の変化、技術の進展などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うものであること

３　指針の特徴

地域住民の参画と協働を得て、地域安全まちづくりを図ろうとする視点を、すべての指針にわたって盛り込んだこと

(例)

○子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針

学校のみならず、子どもの保護者や地縁団体等を主たる活動主体と位置づけ、各主体ごと、場面ごとに期待される活動や措置内容を明記したこと

○犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針

居住者の防犯意識の醸成や隣戸や地域が連携した防犯への取組の必要性を踏まえ、設計上のハード対策のみならず、ソフト対策を充実したこと

○犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針

店舗の敷地内だけに限定せず、店舗周辺におけるゴミの散乱防止など、環境整備にも配慮し、近隣居住者との良好な関係を保持して協力関係を醸成することの必要性を明記したこと

○犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

アドプト制度の導入等、地域住民が施設管理に参画する機会の創出を通じて、愛される施設づくりを心懸け、地域住民が「わが施設」との意識を持ち、犯罪企図者に犯行を思いとどまらせようとする視点を盛り込んだこと

4　指針の概要

(1) 子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針

1　子どもの危機を未然に回避するための活動及び措置

(1) 学校等における安全確保

ア　施設等の点検整備等

◆　学校の設置者等

校門、囲障等の施設や警報装置等の設備の定期的、計画的な点検整備

イ　不審者の侵入防止対策等

◆　学校の設置者等

出入口における来校者確認、来校者用入口・受付明示、名簿への記入

◆　子どもの保護者、地縁団体等

学校安全ボランティアや防犯訓練・研修会への参加、学校巡視への協力

(2) 通学路等における安全確保

◆　学校の設置者等

通学路等の安全点検、登下校時の巡回パトロール、集団登下校指導
犯罪被害への対処方法指導、緊急避難場所の周知

◆　子どもの保護者、地縁団体等

通学路等の安全点検、登下校時の巡回パトロール・送迎の協力
緊急避難場所の周知、防犯ブザー等の携行指導、外出先の事前報告指導

2　子どもに対する危機発生時における活動及び措置

(1) 学校等における取組

◆　学校の設置者等

情報収集・警察への通報・保護者への連絡、登下校方法の決定
不審者の監視・侵入阻止、子どもへの注意喚起・避難誘導
こころのケア支援

(2) 通学路等における取組

◆　学校の設置者等

情報収集・警察への通報・保護者への連絡、登下校方法の決定
関係機関との情報交換

◆　子どもの保護者、地縁団体等

情報収集・警察への通報・学校への連絡、合同パトロール
関係機関との情報交換

3　安全教育の充実

◆　学校の設置者等
不審者侵入時の対処方法習熟のための訓練、緊急避難場所の周知
犯罪被害への対処方法指導、極力一人にならない登下校方法指導

◆　子どもの保護者、地縁団体等
緊急避難場所の周知、犯罪被害への対処方法に関する講習会実施
学校等が実施する防犯教室等への参加・協力

4　子どもの安全を確保するための体制の整備

◆　学校の設置者等
学校安全に関する組織の設置、緊急時の教職員の役割分担等の体制整備
危機管理マニュアルの作成と教職員への周知、関係機関との情報連絡網確立
休日等における防犯体制や緊急連絡体制整備、こころのケア支援体制の確立

◆　子どもの保護者、地縁団体等
情報連絡網の整備・確認、避難場所の提供、家庭内での緊急連絡先確認

(2) 犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針

1　共同住宅の構造、設備等

◆　共用部分の設計
各箇所ごとに、見通し確保や機能強化等の観点からの留意事項を付記
（共用玄関、共用玄関扉、共用出入口の照明設備、管理人室、共用メールコーナー、エレベーターホール、エレベーター、共用廊下・階段、自転車置場、駐車場、通路等）

◆　専用部分の設計
各箇所ごとに、見通し確保や機能強化等の観点からの留意事項を付記
（住戸の玄関扉、インターホン、住戸の窓、バルコニー等）

2　一戸建て住宅の構造、設備等

◆　一戸建て住宅の設計
各箇所ごとに、見通し確保や機能強化等の観点からの留意事項を付記
（住戸の玄関扉、インターホン、住戸の窓、バルコニー、駐車場、庭及び敷地内の空地、塀・柵・垣、防犯センサー等）

3　住宅地の構造、設備等

◆　住宅地の設計
各箇所ごとに、見通し確保や機能強化等の観点からの留意事項を付記
（宅地の配置・形状、道路、公園・広場、ゴミ置き場、共同駐車場）

◆　個々の住宅の防犯性の担保等
防犯性能の確保を担保するため、建築協定等を締結
（内容：塀の高さ制限、植栽の見通し確保、門灯設置、割れにくいガラス使用等）

4　居住者等の防犯意識の醸成及び連携による取組

◆　設置物、設備等の点検及び維持管理
設備の点検、死角となるものの除去、植栽の樹種の選定・位置
屋外機器の適切な場所への設置、空地等の管理対策

◆　犯罪の防止に配慮したすまい方
センサーライト設置や植栽、清掃等、隣戸や地域の連帯による犯罪の防止

◆　自主防犯体制の確立による活動等
管理組合等を中心とした自主防犯活動推進、警察署等との連携

(3) 犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針

1　配慮すべき事項

(1) 深夜営業店舗の構造等

◆　店舗内の見通しの確保
　　整理整頓、障害物除去、外からの見通し確保、駐車場の照度確保
◆　カウンターの位置等
　　内外から見通しが確保されたカウンター、カウンター越しに手が届かないレジ

(2) 深夜営業店舗の防犯設備

◆　防犯カメラ、来客感応装置、防犯ベル等の警報装置、防犯ミラー
　　警備業者等への通報装置、カラーボール、店舗内通報装置と連動した表示装置

(3) 深夜営業店舗内外の警戒

◆　深夜における複数人の勤務体制
◆　不審客・不審車両の早期発見、特異な行動をとる者への声かけ励行
◆　可能な限り、警備業者へ委託し、深夜巡回を強化

(4) 現金の管理

◆　金庫は固定式で異常時の通報装置設置、責任者による鍵の保管・管理
◆　レジの少数配置と業務に支障ない現金保管、使用しないレジの施錠
◆　複数人による現金搬送、監視可能な場所への現金自動預払機設置

(5) 防犯責任者の設置

◆　防犯責任者を深夜営業店舗ごとに指定
　　対応マニュアル整備、緊急時の任務分担決定、設備の点検整備、従業員訓練
　　事業者等は防犯責任者への指導・助言、必要に応じて業務を補助

(6) 深夜営業店舗及びその周辺への配慮等

◆　店舗周辺において来店客等が危害を受けている場合等の警察への通報
◆　店舗周辺の迷惑行為への対応策とエスカレート時の警察への通報
◆　店舗周辺の環境整備に配慮し、近隣居住者との良好な関係を保持
◆　深夜、店舗にいる青少年への帰宅呼びかけ

(4) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

1　配慮すべき事項

(1) 道路の構造、設備等

◆　ガードレール・柵・植栽・縁石等により、歩車道を分離
◆　植栽・歩道柵・標識等の設置に際し、周辺からの見通し確保
　　必要以上に樹木を伐採又は剪定しないよう留意
◆　照明設備により必要な照度確保、適宜点検
◆　外部から見通しの悪い地下道等への防犯設備設置と定期的点検・整備

(2) 公園の構造、設備等

◆　植栽
　　周囲からの見通し確保に配慮した樹種選定・配置、剪定
　　必要以上に樹木を伐採又は剪定しないよう留意
◆　遊具・ベンチ等により見通しの悪い空間が生じないよう配慮
◆　照明設備により必要な照度確保、適宜点検
◆　トイレは園路・外周からの見通しが確保された場所に設置
◆　犯罪が多発している地区の公園への防犯設備の設置、点検

(3) 駐車場及び駐輪場の構造、設備等

◆　人の視線が確保できる場所への配置、侵入足場にならない屋根の配置
◆　容易に侵入できない構造、侵入足場にならない塀、柵、垣等
◆　必要に応じて自動ゲート管理システム設置又は管理人を配置して定期巡回
◆　人の行動を視認できる程度以上の照度確保、適宜点検
◆　監視が行き届かない場所への防犯設備の設置
◆　車両等の施錠や車内における貴重品の放置防止等の利用者への注意喚起
◆　施設内の物置、空調屋外機等は侵入足場にならないよう配置

2　地域住民に愛着を持ってもらえる施設づくり

◆　地域住民に愛着を持ってもらえる施設づくりへの配慮
　　施設の維持管理に当たり、地域住民に愛される施設となるよう配慮
　　・植栽、フラワーポットの設置等
　　・落書き消去・違法駐車や不法投棄車の排除などの環境浄化
　　・照明設備等への異常発見時の連絡先明示
　　・アドプト制度導入等による地域住民の美化活動への参加促進

５　指針（全文）

（１）子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針　（略）

（２）犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針　（略）

（３）犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針　（略）

（４）犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針　（略）

おわりに

人と人、人と地域のきずなを一層強め、「安全で安心な兵庫」の実現を目指して、県民等に期待される地域安全まちづくり活動の羅針盤ともいうべき４種類の指針について、提案させていただいた。

指針によっては、その性格上、施設の構造、設備など、専門的、技術的事項が多くなった面もあるが、指針の内容を活かしていくのは結局「人」であり、相互に連携し、補完しあうことで、より高い効果が得られるものであることから、できるだけソフト対策に視点を置いて取りまとめたところである。

これに基づき、県当局におかれては早急に指針を策定され、幅広い県民等に対する普及啓発を進めるとともに、各指針と関連の深い地域団体や事業者団体については、特に十分な周知が図られるよう努めていただきたい。

＜参　考＞

地域安全まちづくり審議会の概要

１　諮問書

諮問第１７号

地域安全まちづくり審議会

推進計画及び指針について（諮問）

地域安全まちづくり条例（平成 18 年兵庫県条例第３号）第 12 条第１項及び第 13 条第１項の規定に基づき、地域安全まちづくり活動を支援する施策を総合的かつ計画的に実施するための推進計画及び地域安全まちづくり活動を支援するための指針を定めたいので、同条例第 12 条第２項及び第 13 条第２項の規定により諮問します。

平成 18 年５月 26 日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

２　委員名簿

氏　　名	役　　職　　名	企画部会員	備考
足　立　理　秋	兵庫県町村会会長 (神河町長)		
池　田　志　朗	兵庫県経営者協会会長	○	
井　上　眞理子	京都女子大学現代社会学部教授	○	会長代理
岡　　修　一	兵庫県小学校長会会長	○	
木　谷　和　宏	特定非営利活動法人日本ｶﾞｰﾃﾞｨｱﾝ･ｴﾝｼﾞｪﾙｽ理事		
國　松　孝　次	財団法人犯罪被害救援基金常務理事		
齋　藤　悦　子	西宮市六軒自治会会長		
坂　本　津留代	神戸市西区井吹台自治会連合会会長		
白　川　武　夫	兵庫県連合自治会会長		
瀬　渡　章　子	奈良女子大学生活環境学部教授	○	
高　田　光　雄	京都大学大学院工学研究科教授	○	
林　　春　男	京都大学防災研究所巨大災害研究センター教授		
細　谷　豊　司	芦屋市浜町自治会代表		
村　井　佐和子	神戸地域教育推進会議副会長		
矢　田　立　郎	兵庫県市長会会長（神戸市長）		
山　下　　淳	同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授	○	会長
山　田　康　子	弁護士		
計	**17名**	**６名**	

３　審議経過

（１）審議体制

区　　分	役　　割	開催回数
地域安全まちづくり審議会 （全体会）	地域安全まちづくり条例に基づき設置する附属機関で、推進計画及び指針の決定又は変更、その他地域安全まちづくりに関する重要事項について審議する。	２回
企画部会	審議会の所掌事務を分掌し、技術的・専門的な審議を機動的に行うために設置した部会	３回

（２）審議経過

開　催　日	区　分	審　議　の　内　容
平成 18 年５月 26 日(金) 14:30～16:30	第１回 全体会	・会長の選任について ・審議会の運営について ・諮問（推進計画及び指針について）
平成 18 年６月 20 日(火) 10:00～12:00	第１回 企画部会	・指針の概要について ・指針骨子素案について
平成 18 年７月 19 日(水) 19:00～21:00	第２回 企画部会	・指針の概要について ・指針骨子案について
平成 18 年８月 11 日(金) 18:30～20:30	第３回 企画部会	・指針骨子案について ・推進計画骨子素案について
平成 18 年 10 月６日(金) 15:00～17:00	第２回 全体会	・推進計画及び指針（中間報告案）について

地域安全まちづくり推進計画（案）

（イメージ）

兵　庫　県

１　地域安全まちづくり推進計画の基本的な考え方

（１）背　景

①　県内の犯罪情勢

兵庫県では、平成１４年に戦後最多となる１６万４千件もの刑法犯認知件数を記録した後、減少傾向に転じてはいますが、平成１７年には、１０年前の約２倍の高水準で発生しています。

とりわけ、生活に身近なところで発生するひったくりなどの「街頭犯罪」や空き巣などの「侵入犯罪」が全体の約７割を占めています。

犯罪増加の背景の一つには、地域社会への帰属意識や結びつきが薄れ、不審者が現れた場合などに互いに知らせ合うといった、地域社会がこれまで培ってきた犯罪抑止機能の低下があると言われています。

【参考：本県の刑法犯認知件数】

	平成８年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
刑法犯認知件数	64,635	129,197	164,445	153,080	135,119	121,539
指数（平成８年＝100）	100	200	254	237	209	188
街頭・侵入犯罪の割合	72.6%	77.0%	77.3%	75.4%	71.0%	68.2%

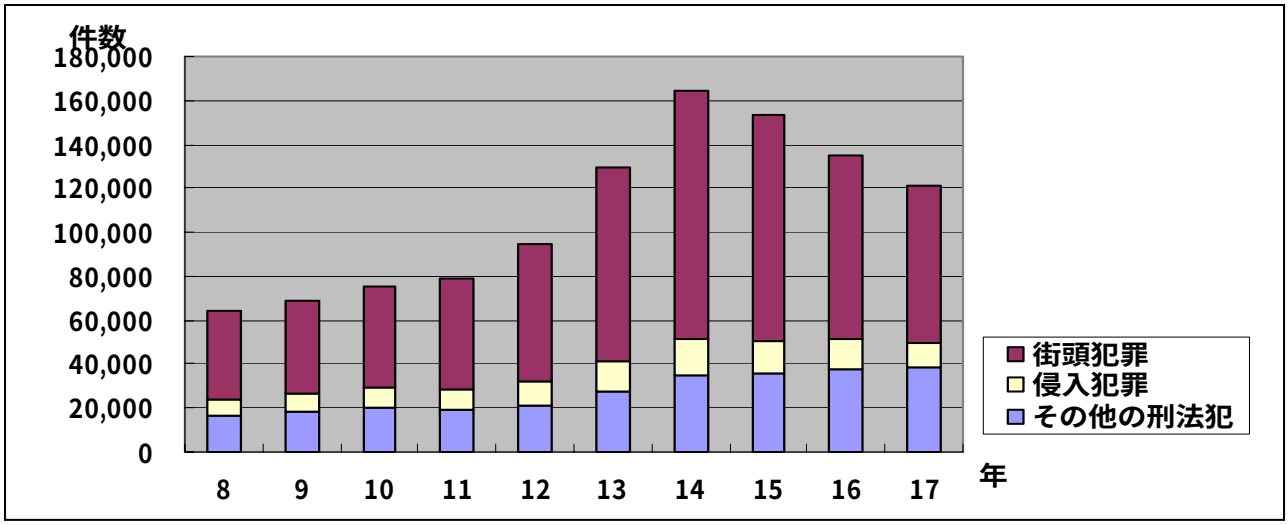

②　地域安全まちづくり条例の制定

①で述べた犯罪情勢に対応して、「地域の安全は地域自らが守ろう」を合言葉に、県民の皆さんによる自主的な活動が県内各地で盛んになってきました。

こうした状況に対応して、兵庫県では平成１８年に「地域安全まちづくり条例」を制定しました。

この条例は、県民・地縁団体・事業者など、地域社会を構成する様々な主体が連携を深め、地域における犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを実現するための活動（以下「地域安全まちづくり活動」といいます。）に取り組んでいただくことを通じて、安全で安心な兵庫を実現することを目的としており、県民の皆さんに期待される地域安全まちづくり活動の内容とそれに対する県の支援施策を盛り込んでいます。こうした県の支援施策（情報提供・相談・知識の習得機会の提供等）をより詳細かつ具体的に定めたものが推進計画です。

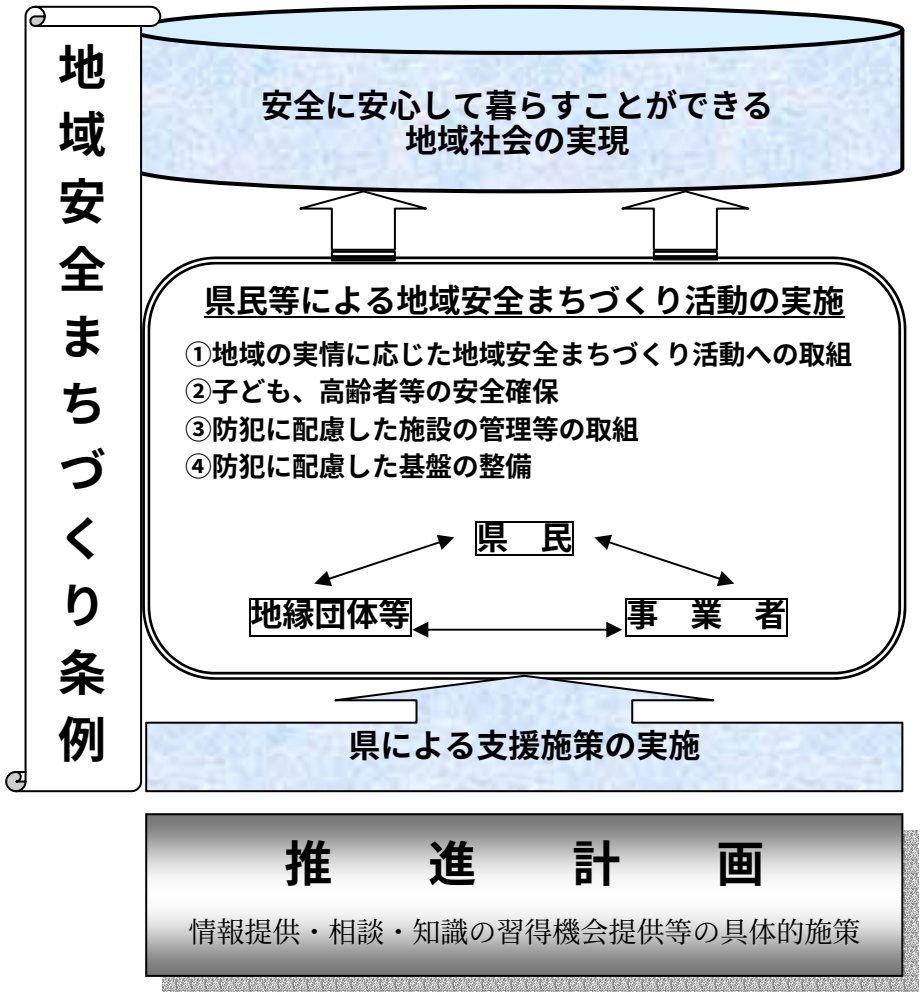

（２）趣旨

①　計画策定の目的

この計画は、地域安全まちづくり条例第１１条に定める「県民等による地域安全まちづくり活動に対する県の支援施策」を、より詳細かつ具体的に定める、県の支援施策を推進するための同条例第１２条による計画であり、この計画に記載された各施策が総合的・計画的に実施されることにより、地域安全まちづくり活動が全県的に広がりと高まりを見せ、安全で安心な兵庫が実現されることを目指しています。

②　計画期間

平成１９年度から平成２１年度の３か年計画です。
なお社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

③　評価・検証

毎年度、計画の達成状況について評価・検証を行います。

（地域安全まちづくり条例抜粋）

第 11 条　県は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 地域安全まちづくり活動に必要な情報を提供し、及び地域安全まちづくり活動に関する相談に応ずること。
(2) 地域安全まちづくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。
(3) 地域安全まちづくり活動に必要な技術的助言を行うこと。
(4) 地域安全まちづくり活動を支える人材の確保及び資金の調達を支援すること。
(5) 地域安全まちづくり活動に関して著しい功績があった者を表彰すること。
(6) 前各号に掲げるもののほか、地域安全まちづくり活動を支援するために必要な施策

第 12 条　知事は、前条第１項に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2　現状と取り組みの基本方向

○現状

○依然高い刑法犯認知件数
　本県の刑法犯認知件数は、近年減少傾向にあるとはいえ、10 年前の水準の約２倍と依然高水準。うち７割はひったくり、空き巣等の県民に身近な街頭・侵入犯罪

○少年犯罪の増加
　刑法犯検挙者の４割近く、特に街頭・侵入犯罪検挙者では７割近くが少年
　逆に被害者となる割合も増加傾向

○体感治安の悪化
　県民の約７割が居住地域の犯罪に不安感（平 16 県民意識調査）
　国や自治体に期待する政策１位は「防災、防犯」（平 17 内閣府調査）

○犯罪増加の背景

○地域連帯感の希薄化と規範意識の低下
　社会構造や価値観が変化する中で、家族や地域の絆が弱体化するとともに、人を思いやる心、社会に対して果たすべき役割や責任軽視等の風潮が蔓延

○少年非行の多発
　家族関係が希薄化した家庭、学校生活等で感じるストレス、有害情報の氾濫、虐待・買春等に見られる大人の規範意識低下に伴う悪影響等が複雑に作用し、ゲーム感覚で犯罪に手を染める初発型非行が増加

○物理的な生活環境の変化
　都市化の進展により閉鎖的な生活環境が形成され、不審者の情報が伝わりにくくなる等、防犯を考慮に入れてこなかったまちづくりによる影響

○犯罪形態の進化と希薄な危機意識
　インターネットや携帯電話等を悪用した犯罪や新たな手口による犯行等、犯罪形態の進化に対して、危機意識が希薄な県民がまだまだ多い。

○犯罪機会論の台頭

○犯罪原因論から犯罪機会論へ
　従来の「検挙に勝る防犯なし」から「機会なければ犯罪なし」へ発想の転換

犯罪機会論
・1980 年代以降に欧米で台頭
・犯罪の機会を与えないことで、犯罪を未然に防止

犯罪原因論
・1970 年代まで主流
・犯罪者の人格や境遇に犯罪原因を求め、その除去を対策とする

影　響

○犯罪機会予防の手法(警察庁・建設省推薦安全安心まちづくりハンドブックより)
１被害対象の回避・強化(侵入しにくい頑丈な錠や窓ガラス使用)
２接近の制御(侵入口に接近できないよう足場を除去)
３監視性の確保(コミュニティ活動の育成)
４領域性の強化(防犯灯設置・見通し確保)

平 15 犯罪対策閣僚会議策定「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」にも、考え方が反映された

○地域安全まちづくり上の課題

1　犯罪への危機意識が希薄な県民にどう向き合うか、また地域社会が本来有していた犯罪抑止機能をどう再生するかという問題

2　子どもや高齢者等が犯罪に巻き込まれないようどう対応するか、また兵庫の未来を担う子どもたちをどう健全に育成していくかという問題

3　防犯に配慮したまちの整備や施設管理をどう進めていくかという問題

県民ぐるみによる取り組みが重要

○県支援の３本柱

Ⅰ　地域安全まちづくり活動のための総合的な支援

Ⅱ　子ども、高齢者等の安全確保

Ⅲ　防犯に配慮したまちづくり

目　標

地域社会を構成する様々な主体の相互の連携による活動を通じた安全で安心な兵庫の実現

【重点目標：(例)県内全域の自主防犯組織結成】

８つの行動　～アクション８～

行動１　県民意識の高揚
①　犯罪情報・防犯情報の提供
②　自主防犯意識の高揚

行動２　地域ぐるみの連携促進
①　地域における自主防犯組織の結成促進
②　自主防犯組織間の交流と連携の促進
③　様々な主体による活動の促進
④　地域のリーダーたる人材の養成
⑤　活動に貢献した者や団体等への表彰

行動３　犯罪被害者等への援助
①　県民の理解促進
②　精神的、経済的負担の軽減
③　民間被害者援助団体への支援

行動４　地域で取り組む見守り活動の推進
①　地域協働による子どもの安全確保
②　子どもの健全育成に適した環境づくり
③　家庭、施設内における安全の確保

行動５　犯罪等からの対応能力向上
①　気軽に相談できる場づくり
②　自らを守る術を身につける学習機会の提供

行動６　規範意識の向上
①　非行防止活動の推進
②　学校、家庭における教育の推進

行動７　防犯に配慮した施設の管理等の取組
①　施設の安全管理
②　繁華街の環境浄化対策の推進

行動８　防犯に配慮した基盤の整備
①　まちの基盤整備
②　防犯に配慮した製品等の普及

３　推進方策

第１の柱　活動のための総合的な支援

◇行動１　県民意識の高揚

①　犯罪情報・防犯情報の提供

地域安全まちづくりに対する意識を高めるため、地域の犯罪発生状況や防犯対策を中心に、地域の犯罪情報等を定期的に提供するほか、テレビ・ラジオ・県広報誌等、各種メディアを通じた広報啓発の一層の充実に努めます。

特に昨今、不審者による声かけ事案等が増加していることを踏まえ、地域の身近な情報をより早く入手できるよう、携帯電話等の情報ツールを活用した情報発信を推進していきます。

＜主な取組＞

○　広報啓発活動の充実

・防犯活動通信や地域安全まちづくり活動マニュアルの発行（県民政策部）
・テレビ、ラジオ、広報誌、インターネット等、多様な広報媒体を活用した情報の発信（県民政策部・警察本部）
・地域安全ニュースの発行（警察本部）

○　携帯電話等を活用したタイムリーな犯罪・防犯情報の提供

・ひょうご防犯ネットの運用（警察本部）
・警察署による、よりきめ細かな防犯情報の配信ネットワークの運用（警察本部）
・民間団体が構築したネットワークとの連携による情報発信（警察本部）

②　自主防犯意識の高揚

県民一人ひとりが自主的・自律的に防犯への備えを行い、自分の安全は自分で守るとの意識の定着を図り、ひいては地域ぐるみの活動参加につなげるよう、街頭キャンペーン等の各種イベントや防犯に関するシンポジウム、講習会の開催やインパクトのあるポスター・パンフレット等の作成による県民意識の高揚に積極的に取り組みます。

また、県内各地域の様々な活動を行うグループを紹介する等、仲間づくりを応援していきます。

＜主な取組＞

○　啓発イベント等による意識醸成

・地域安全兵庫県民大会の開催（県民政策部・警察本部）
・参加、体験型の防犯教室、講習会の開催（県民政策部・警察本部）
・各種ポスター、パンフレット等の作成（県民政策部・警察本部）
・街頭防犯キャンペーンの実施（警察本部）

・かぎかけ運動の推進（警察本部）

○　防犯教材の貸し出し
・防犯ビデオ、ＤＶＤ等の啓発教材貸し出し（警察本部）

○　仲間づくりに役立つ情報の提供
・地域づくり活動情報システム「コラボネット」の運営（県民政策部）
・ﾎﾞﾗﾝﾀﾘｰ活動の「活動支援ネット」「ｻﾎﾟｰﾀｰｽﾞﾈｯﾄ」の運営（県民政策部）
・県民運動情報誌「ﾈｯﾄﾜｰｸ」、ﾒｰﾙﾏｶﾞｼﾞﾝ「Ｅ-news」等の発行（県民政策部）

＜今後の重点取組事項＞

○　地域安全まちづくり活動の情報提供の充実
　地域安全まちづくり活動のモチベーションを持続させ、長期的かつ継続的な取組を支援するため、先進的な活動事例や活動をしていく上での基礎的な情報である犯罪・防犯情報等を満載した情報誌をはじめ、多様な広報媒体を通じて提供します。

○　犯罪情報等配信ネットワークの拡大
　引き続き「ひょうご防犯ネット」の利用者拡大を進めるほか、他のネットワークとの連携強化を図り、より多くの人が、犯罪情報等をタイムリーに入手できるよう、努めます。

○　緊急情報を発信できる多様な広報伝達手段の整備・拡充
　携帯電話やパソコン等の特別なツールがなくても、緊急情報を確実に伝達できるよう、市町と連携して、同報系防災行政無線、ＣＡＴＶ、コミュニティＦＭ等、多様な伝達手段の整備とその活用に努めます。
　また将来的には、緊急性、必要性の高い防犯情報について、システム内で外国語に飜訳・定型化された情報を発信していくことについても研究していきます。

◇行動２　地域ぐるみの連携促進

①　地域における自主防犯組織の結成促進

「地域の安全は地域自らが守る」との考え方のもと、地域の自主的・自律的な活動の促進を図るため、自治会等に呼びかけて、県内全域において自主防犯組織が結成され、創意工夫に富んだ地域安全まちづくり活動が展開されるように努めます。

＜主な取組＞

○　まちづくり防犯グループの結成促進
- ・立ち上げ等経費の助成と防犯活動用品の支給（県民政策部）
- ・先進的な活動事例紹介等、各種情報の提供（県民政策部）
- ・専門家による出前講座の開催（県民政策部）

②　自主防犯組織間の交流と連携の促進

県内各地域で立ち上がった自主防犯組織が、先進的な活動事例について情報交換する等の交流機会を提供するほか、組織間相互で連携を図り、より効果的、重点的な取り組みが展開されるよう努めます。

＜主な取組＞

○　まちづくり防犯グループ交流大会の開催（県民政策部）

○　概ね小学校区程度の区域における地域連携の取り組み促進
- ・地域安全活動連携推進事業によるネットワークの構築（県民政策部）
- ・県民交流広場事業による活動拠点の整備（県民政策部）

③　様々な主体による活動の促進

近年、事業者が事業活動のかたわら、地域社会の一員（企業市民）として防犯等のＣＳＲ（企業の社会的責任）活動に取り組んだり、ＮＰＯが結成される等の機運が芽生えていることを踏まえ、こうした様々な主体による有機的な活動の輪がより一層広がるよう、促していきます。

＜主な取組＞

○　地域の実情に応じた様々な活動への参加促進
- ・消防、郵便局、各種事業所等との防犯ネットワークの構築（県民政策部・警察本部）
- ・特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）の認証（県民政策部）
- ・地域づくり活動応援（パワーアップ）事業の推進（県民政策部）
- ・ひょうごボランタリー基金による助成（県民政策部）
- ・ＮＰＯと行政の協働会議の開催（県民政策部）
- ・自治会等に対する「ご近所の防犯運動」への参加促進（警察本部）
- ・地域ふれあいの会による活動の推進（警察本部）
- ・青色回転灯を装備した防犯パトロールの促進（警察本部）
- ・地域安全安心ステーションモデル事業の推進（警察本部）

④　地域のリーダーたる人材の養成

地域安全まちづくり活動に率先して取り組み、活動の継続と定着を図る中心的存在であるリーダーの養成とその充実に努めます。

＜主な取組＞

○　地域のリーダー養成

・防犯活動リーダー養成講座の開催（県民政策部）
・地域安全まちづくり推進員の委嘱（県民政策部）
・ボランタリー活動トライやる事業による担い手の育成（県民政策部）

⑤　活動に貢献した者や団体等への表彰

地域安全まちづくり活動の模範となる活動を評価、表彰することを通じて、活動に対する意欲の高揚を図ります。

＜主な取組＞

○　各種表彰制度の適切な運用

・県功労者表彰（県民政策部）
・県自治賞（県民政策部）
・ひょうご地域安全まちづくり賞（県民政策部）
・ひょうご県民ボランタリー活動賞（県民政策部）
・こうのとり賞（県民政策部）
・くすのき賞（県民政策部）
・人間サイズのまちづくり賞（県土整備部）
・本部長、部長、署長感謝状（警察本部）

＜今後の重点取組事項＞

○　県内全域における自主防犯組織の結成

引き続き「まちづくり防犯グループ」の結成に努めます。

１，７３１グループ（平18.9.8現在：県内全自治会の64%の区域で活動）

○　地域のリーダーの養成

地域安全まちづくり活動の定着、発展には、その原動力となる強いリーダーシップを有する方が必要です。そのため、地域安全まちづくり推進員が日常の活動で抱える悩み、リーダーシップの発揮や組織運営等に関する課題の解決のために情報交換をしたり、能力向上を図る場を設け、地域のリーダーとしての資質向上を図ります。

また将来的には、高齢者の増加に対応して、防犯に関する講座を総合的、体系的に学習できる機会を設ける等、高齢者の活動の裾野を広げるとともに、リーダーを養成するためのカリキュラムの充実も検討していきます。

◇行動３　犯罪被害者等への援助

①　県民の理解促進

災害が誰にでも降りかかるように、犯罪も「一生の間、犯罪被害者等にならずに過ごすことの方が困難」とされる状況であり、社会の例外的な存在ではない犯罪被害者等がおかれている現状や支援の必要性について、県民の理解促進を図ります。

＜主な取組＞

○　犯罪被害者等に対する県民の理解促進

・各種広報媒体、インターネット等を活用した広報啓発活動の実施（県民政策部・警察本部）

・啓発用ポスター、リーフレット等の作成（県民政策部・警察本部）

②　精神的、経済的負担の軽減

不幸にして犯罪被害者等になった場合の精神的、経済的負担の軽減が図られ、県民が安心して地域安全まちづくり活動に取り組むことができる環境の整備に努めます。

＜主な取組＞

○　精神的負担の軽減

・知事部局における相談窓口の開設（県民政策部）

・健康福祉事務所等におけるこころのケア相談（健康生活部）

・被害者こころの電話（ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ）（警察本部）

・臨床心理士等によるカウンセリング、付き添い等支援（警察本部）

・再被害防止対象者の指定による保護（警察本部）

・捜査、検挙状況等の適時適切な連絡（警察本部）

○　経済的負担の軽減

・犯罪被害者等給付金の適切な支給（警察本部）

・性犯罪被害者診察料、緊急避妊経費の助成（警察本部）

・司法解剖後の遺体修復、搬送費用の助成（警察本部）

○　被害者相談に携わる人材の養成

・医療関係専門職等への被害者等課題別研修の実施（健康生活部）

・捜査従事者への講習会の実施（警察本部）

・性犯罪指定捜査員（女性警察官）の指定（警察本部）

③　民間被害者援助団体への支援

阪神・淡路大震災をはじめ、須磨連続児童殺傷事件、明石歩道橋事故、ＪＲ福知山線脱線事故等、大規模な災害や事件が発生してきた兵庫県においては、当事者相互の助け合いや地域団体・ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｸﾞﾙｰﾌﾟ等による草の根の活動が犯罪被害者等の支援の大きな力となってきたことに鑑み、こうした民間の被害者支援団体の活動を支援します。

＜主な取組＞

○　支援活動の信頼性向上と内容の充実

・ひょうごボランタリー基金による助成（県民政策部：再掲）

・民間被害者支援団体に対する事業助成（県民政策部）【新】

・電話相談員養成講座、各種シンポジウムへの講師派遣（警察本部）

・啓発キャンペーンへの協力、リーフレット等の配布（健康生活部・警察本部）

・被害者の希望により、民間相談員への被害者情報の提供（警察本部）

＜今後の重点取組事項＞

○　犯罪被害者等支援施策の充実・発展

犯罪被害者等基本法・同基本計画の趣旨や犯罪被害者等のおかれている現状・支援の必要性について、庁内連携組織を活用して意識醸成を図るほか、県民の理解促進に向けた総合的な展開を図ります。

また、犯罪被害者等のこころケア支援など、専門職員のより一層の資質向上に努めるほか、公営住宅への優先入居や犯罪被害者等の雇用の安定を図るための事業主の理解促進等の個別施策の検討を進める等、支援施策の充実を図ります。

第２の柱　子ども、高齢者等の安全確保

◇行動４　地域で取り組む見守り活動の推進

①　地域協働による子どもの安全確保

子どもが被害者となる凶悪な犯罪が全国で相次いで発生したことに加え、不審者による声かけ事案等も増加しており、子どもが１日の大半を過ごす学校や通学路等における安全対策が求められています。

このため、学校、保護者、地域住民が連携し、地域協働による取組を促進していきます。

＜主な取組＞

○　地域との連携による学校、通学路等での子どもの安全確保

・学校、通学路等における防犯指針の策定、普及（県民政策部・教育委員会）
・地域との連携を重視した学校安全体制の推進（教育委員会）
・子どもを守る１１０番の家（店・車）の拡充（教育委員会・警察本部）
・学校緊急通報制度の効果的運用（教育委員会・警察本部）

②　子どもの健全育成に適した環境づくり

「地域の子どもは地域で守り育てる」との考え方のもと、地域住民の温かい眼差しを受けながら、子どもが犯罪に巻き込まれず、安全に安心して成長できる環境づくりに努めます。

＜主な取組＞

○　地域が主体の青少年育成への取り組み

・ひょうごハート・ブリッジ運動を通じた声かけ、見守りの推進（県民政策部）
・ひろば事業（子どもの冒険ひろば、若者ゆうゆう広場）の展開による子どもや若者の居場所づくり（県民政策部）
・県民すべてがかかわる兵庫の教育推進―オープンスクールの充実（教育委員会）
・開かれた学校づくりのための評議員（保護者、住民）設置（教育委員会）
・地域の教育課題解決に向けた県民による地域教育推進委員設置（教育委員会）

③　家庭・施設内における安全の確保

児童虐待やＤＶ、高齢者虐待等、家庭や施設内における問題が増加していることから、市町との連携のもと、こうした問題に即応できる体制の充実強化を図ります。

＜主な取組＞

○　児童虐待防止への対応

・児童虐待防止への適切な対応（健康生活部）

・児童虐待２４時間ホットラインの設置運営（健康生活部）
・地域団体等のネットワークによる子育て応援ネットの充実（健康生活部）
・児童虐待に係る教職員を支援するスクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）の配置（教育委員会）
・児童生徒の安心づくりコーディネーターの配置（教育委員会）
・県内交番、駐在所、痴漢等被害相談所を通じた防犯ブザーの貸出（警察本部）

○　高齢者、女性等の安全確保
・高齢者虐待防止への適切な対応（健康生活部）
・ＤＶ（ﾄﾞﾒｽﾃｨｯｸﾊﾞｲｵﾚﾝｽ）防止への適切な対応（健康生活部）
・ＤＶ（ﾄﾞﾒｽﾃｨｯｸﾊﾞｲｵﾚﾝｽ）被害者の一時保護所、一時入居住宅（ｽﾃｯﾌﾟﾊｳｽ）の増設（健康生活部）
・災害復興公営住宅における高齢者見守り機能を有する自立支援ひろばの設置（県土整備部）
・県営住宅におけるＤＶ被害者の優先入居（県土整備部）

＜今後の重点取組事項＞

○　登下校時の子どもの安全確保

県内自主防犯組織である「まちづくり防犯グループ」の約６割が子どもの登下校時の見守り活動を実施していますが、できるだけ多くのグループがこうした活動に取り組んで頂けるよう、より一層の普及啓発を行います。

また、学校、通学路等における防犯指針について私立を含め全小・中学校への普及を図り、学校と保護者、地域住民が協働して子どもの安全確保を図る体制整備に努めます。

○　高齢者の見守り活動の促進

現在、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者に対する声かけや安否確認等が民生委員により実施されているほか、地域の警察官による戸別訪問も行われています。こうした民生委員の活動と警察官の活動について有機的な連携体制を構築する等、高齢者のより一層の安全確保を図る方策について検討していきます。

◇行動５　犯罪等からの対応能力向上

①　気軽に相談できる場づくり

子どもや高齢者等が犯罪その他日常生活上の様々な悩み事に関して、気軽に相談できるよう、体制の整備を図ります。

＜主な取組＞

○　子どもへの対応

・スクールカウンセラーによるこころの相談支援（教育委員会）
・学校だけでは解決困難な課題等への対応、解決を図る専門家（学校・警察ＯＢ、精神科医）によるサポートチーム設置（教育委員会）
・ひょうごっ子悩み相談センターの運営（教育委員会）
・少年相談室（ヤングトーク）の開設（警察本部）

○　高齢者、女性等への対応

・架空請求、悪質商法等の消費生活相談窓口体制の充実（県民政策部）
・女性警察官によるレディースサポート交番の開設（警察本部）
・ストーカー相談電話の開設（警察本部）
・痴漢等被害相談所の開設（警察本部）

②　自らを守る術を身につける学習機会の提供

子どもや高齢者等が自らの安全を守るための術を身につけることができるよう、知識や技能の習得機会の提供に努めます。

＜主な取組＞

○　子どもの能力向上

・通学路安全マップの作成（教育委員会）
・学校における不審者侵入時の避難等の防犯訓練実施（教育委員会・警察本部）
・子ども向け防犯教室の開催（教育委員会・警察本部）
・子どもを守る１１０番の家（店）の周知を図るウォークラリー（警察本部）
・子どもハザードマップによる啓発（警察本部）
・出会い系サイトによる児童の被害防止に向けた広報啓発（警察本部）

○　高齢者等の能力向上

・消費者被害の未然防止に向けた啓発、情報提供（県民政策部）
・高齢者交通安全教育隊「スタウス」と連携した高齢者向け防犯指導の実施（警察本部）

＜今後の重点取組事項＞

○　犯罪回避能力を身につける研修機会の拡大

教室による講義をただ聴くだけではなく、参加・体験型とし、子どもや高齢者等が、高い防犯能力を身につけることができるよう、その機会拡充に努めます。

◇行動６　規範意識の向上

①　非行防止活動の推進

地域のボランティア、関係団体、事業者等と連携して、青少年の健全な育成を阻害する有害な環境を改善し、非行防止に効果的な環境づくりを行います。

＜主な取組＞

○　少年非行総合対策（少年マナーアップ兵庫）活動の推進
- ・ボランティア等との合同補導活動の実施（警察本部）
- ・学校等における寸劇による出前式非行防止教室の開催（警察本部）
- ・少年サポートセンターの運営（警察本部）
- ・暴走族モニター、サイバーパトロールモニターの委嘱（警察本部）

○　子どもに有害な環境の改善
- ・青少年育成スクラム会議の開催（県民政策部）
- ・青少年愛護活動推進協力員や補導委員等との連携による有害図書販売機、店舗等の総点検活動の実施（県民政策部）
- ・薬物乱用防止対策啓発事業の推進（健康生活部）

②　学校、家庭における教育の推進

学校において、子どもの豊かな心を育む教育を推進するほか、元気で安心な家族・家庭づくりを進めることにより、子どもの規範意識向上に努めます。

＜主な取組＞

○　道徳観・公共心等の育成
- ・道徳教育実践推進アクションプランの実施（教育委員会）
- ・情報モラル教育サポートプランの実施（教育委員会）
- ・自然学校の推進（教育委員会）
- ・地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の推進（教育委員会）
- ・高校生地域貢献事業―トライやる・ワーク―の実施（教育委員会）

○　家庭力の向上
- ・大人が変われば子どもも変わるキャンペーンの実施（県民政策部）
- ・新時代の家庭づくり推進事業（県民政策部）
- ・家庭力応援ブック（仮称）の作成、活用（県民政策部）
- ・「チャレンジファミリー」地域応援事業の実施（県民政策部）

＜今後の重点取組事項＞

○　大人自身への啓発促進

子どもだけでなく、大人自身が規範意識を持ち、一人の親、社会人として、子どもの模範となる行動をとるよう、普及啓発活動の充実に努めます。

第３の柱　防犯に配慮したまちづくり

◇行動７　防犯に配慮した施設の管理等の取組

①　施設の安全管理

住宅、店舗その他の施設の所有、管理者が、強盗、空き巣等の犯罪からの安全確保を図るため、その構造、設備、管理方法等に関する情報提供等の支援を行います。

＜主な取組＞

○　安心して暮らせる施設の普及

・住宅、住宅団地の防犯指針の策定、普及（県民政策部・県土整備部）
・安全、安心な商店街づくり推進事業（産業労働部）
・防犯モデルマンションの普及（県土整備部）
・防犯設備アドバイザー等との連携による参加、体験型の防犯指導（警察本部）

○　店舗等の事業所の安全確保

・深夜営業店舗の防犯指針の策定、普及（県民政策部・警察本部）
・事業所防犯責任者設置の普及促進（県民政策部）
・事業所と警察署間を結ぶ防犯ネットワークの構築（警察本部）
・金融機関、深夜営業店舗等に対する防犯対策強化指導（警察本部）

②　繁華街の環境浄化対策の推進

健全で魅力あふれる繁華街を再生するため、客引きや青少年の健全育成に有害な店舗の営業者等に対する指導・改善を強化するとともに、地域住民、市町と連携して、落書き、違法駐車等の犯罪を誘発する恐れのある環境の浄化に取り組みます。

＜主な取組＞

○　環境浄化対策の推進

・業者、販売店等に対する青少年愛護条例の遵守指導（県民政策部・警察本部）
・いわゆる迷惑防止条例による事業者への指導（警察本部）
・迷惑駐車啓発、環境浄化啓発バナー掲示等、官民協働による有害環境浄化活動の推進（警察本部）
・スーパー防犯灯の設置（警察本部）

＜今後の重点取組事項＞

○　空地、空家の防犯性の向上

犯罪の温床にならないよう、その所有者、管理者に下草刈りやネットフェンス、錠の設置等、防犯上必要な措置を講ずるよう啓発するとともに、所有者の同意の下、地域住民とＮＰＯ等が協働して、コミュニティガーデンとして管理する等の手法についても研究してまいります。

○　防犯カメラの適正な管理の推進

防犯カメラは、防犯対策として有効ですが、一方で、プライバシーへの配慮からその適正な運用が求められます。

そのため、防犯カメラの適正な管理方法について参考となるガイドラインの策定を検討します。

◇行動８　防犯に配慮した基盤の整備

①　まちの基盤整備

犯罪の防止に配慮したまちづくりを進めるため、住宅、道路等の施設を整備しようとする者に必要な支援を行います。

＜主な取組＞

○　安心して利用できる施設の普及

・住宅、住宅地の防犯指針の策定、普及（県民政策部・県土整備部）【再掲】
・道路、公園、駐車（輪）場の防犯指針の策定、普及（県民政策部・県土整備部）
・自治振興事業による安全、安心のまちづくり（企画管理部）
・安全、安心のまちづくりに対応した県営住宅団地の整備（県土整備部）
・防犯に配慮した道路、公園の整備（県土整備部）
・防犯モデルマンションの普及（県土整備部）【再掲】
・自治体に対する防犯環境設計活動の働きかけ促進（警察本部）
・自治体、施設管理者等と連携した犯罪に強いまちをつくる環境設計活動の推進（警察本部）

②　防犯に配慮した製品等の普及

乗物、自動販売機、錠前等、犯罪被害の対象となりやすい製品の製造・販売業者等に対して、被害に遭いにくい製品や制度の普及に取り組むよう、働きかけを行います。

＜主な取組＞

○　事業者との連携による取組の推進

・協議会の開催等、関係事業者との連携による対策の推進（警察本部）
・防犯設備協会等との連携による優良防犯設備の普及促進（警察本部）
・イモビライザー等の防犯機器その他犯罪に遭いにくい製品等に関する情報提供（警察本部）
・サードナンバー、グッド・ライダー防犯登録等の乗物盗に配慮した制度の普及啓発（警察本部）

＜今後の重点取組事項＞

○　防犯に配慮した施設整備の推進

住宅、道路、公園、駐車（輪）場の防犯指針について、市町や事業者への普及啓発を進めるほか、県管理施設についても、指針に基づき、順次防犯に配慮した施設整備を進めていきます。

○　県民に愛される施設づくりの推進

県民の参画と協働による施設づくりに積極的に取り組むほか、行政と県民の協働による施設管理、清掃活動等を通じて、県民が施設に関心を持ち、犯罪企図者による犯行機会の防止に努めます。

4　数値目標

推進計画の目標を達成するために、施策には可能な限り、数値目標を設定し、分かりやすい計画とします。

なお、数値目標の設定に当たっては、

① 地域安全まちづくり活動への県の支援がどれほど進んだか

② 県の支援により、県民ぐるみ、地域ぐるみの地域安全まちづくり活動がどの程度実を結んだか

というそれぞれの視点を踏まえて具体的な項目を検討します。

数　値　目　標　設　定　項　目	平成１７年度	平成２１年度	関連頁
県内自主防犯組織数	９８４	検討中	
小学校区等を活動区域とするネットワーク組織数	0		
地域安全まちづくり推進員数	0		
ひょうご防犯ネット登録者数	26,000		
女性・子どもを守る 110 番の家設置数	56,755		

＜他府県事例＞

①の視点

・各地域における防犯講習会等の実施回数

・生活安全ニュースによる情報提供回数

・小、中学校における「不審者侵入避難訓練」等、防犯訓練実施

②の視点

・自主防犯活動に取り組む団体等の拡大

等

5　推進体制

（1）ひょうご防犯まちづくり推進協議会の運営

平成１７年３月、民主導により設立された協議会組織で、県民ぐるみで防犯活動を展開するための推進母体として、地域ぐるみで安全を確保する活動や子どもを犯罪から守る活動、犯罪の起こりにくいまちをつくる活動等を推進しています。

構成団体（会員）	地域活動団体（自治会、婦人会、子ども会等の県域団体）、学校・青少年関係団体、報道、防犯活動団体、犯罪被害者支援団体、防犯関係事業者団体、行政、警察　計104団体
代 表 者	会長　井　戸　敏　三（兵庫県知事）
設　　立	平成17年３月８日（設立総会開催）
事 務 局	兵庫県県民政策部地域協働局地域安全課 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

（2）地域協働推進本部地域防犯部会の運営

県民の自発的で自律的な地域安全まちづくり活動の一体的支援を目指す庁内推進組織である「地域協働推進本部」（本部長：知事）内に設置された部会の一つで、地域安全まちづくり条例に基づく施策の横断的、総合的な展開を図ります。

構　　成	知事部局、教育委員会、警察本部の関係２６課室で構成
部 会 長	兵庫県県民政策部地域協働局長
事 務 局	兵庫県県民政策部地域協働局地域安全課

（3）市町防犯担当課長会議の運営

県民が主体となった地域安全まちづくり活動を効果的に支援するため、市町防犯担当課長会議を開催し、犯罪・防犯情報の共有化、技術的助言を行うとともに、地域の実情に応じた支援方策のあり方等について検討を行います。

構　　成	県及び２９市１２町の防犯担当課長で構成
事 務 局	兵庫県県民政策部地域協働局地域安全課

（4）兵庫県被害者支援連絡協議会の運営

被害者支援に関する関係機関・団体間の相互協力と緊密な連携を図り、犯罪被害者等のニーズに対応した支援活動を効果的に推進していきます。

構　　成	兵庫県弁護士会などの民間団体、神戸地方検察庁など国、神戸市、県の関係機関で構成
部 会 長	兵庫県警察本部長
事 務 局	兵庫県警察本部警務部警務課

６　参考資料

（１）地域安全まちづくり条例

（２）用語解説

（３）地域安全まちづくり審議会の構成及び審議経過

資料４

地域安全まちづくり推進計画（仮称）骨子案について

１　目的

この計画は、地域安全まちづくり条例に定める県民等（県民・事業者・地縁団体等）による地域安全まちづくり活動に対する県の支援施策をより詳細かつ具体的に定めた、施策推進のための実施計画である。

この計画に記載された各施策が総合的・計画的に実施されることにより、県民等による地域安全まちづくり活動が全県的に広がりと高まりを見せ、安全で安心な兵庫が実現されることを目指している。　※地域安全まちづくり活動（犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを実現するための活動）

（地域安全まちづくり条例抜粋）

第 11 条　県は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 地域安全まちづくり活動に必要な情報を提供し、及び地域安全まちづくり活動に関する相談に応ずること。
(2) 地域安全まちづくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。
(3) 地域安全まちづくり活動に必要な技術的助言を行うこと。
(4) 地域安全まちづくり活動を支える人材の確保及び資金の調達を支援すること。
(5) 地域安全まちづくり活動に関して著しい功績があった者を表彰すること。
(6) 前各号に掲げるもののほか、地域安全まちづくり活動を支援するために必要な施策

第 12 条　知事は、前条第１項に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

２　計画期間

３～５年程度の中期計画とする方向で検討

【理由】

施策を総合的かつ計画的に推進していくためには、年度を超えたある程度長期の計画とすることが効果的と考えられる反面、その時々の犯罪の態様や防犯技術の進歩等、社会経済情勢の変化に併せて、柔軟かつ弾力的に対応するには、ある程度期間を限定することが望ましいとも考えられることから、両面を考慮し、現時点では３～５年と幅を持たせている。

３　計画の全体構成（案）

１　地域安全まちづくり推進計画の基本的な考え方

（１）背景

○県内の犯罪情勢、地域安全まちづくり条例の制定

（２）趣旨

○計画策定の目的、計画期間、評価・検証

２　現状と取り組みの基本方向

○現状（依然高い刑法犯認知件数・少年犯罪の増加・体感治安の悪化）

○犯罪増加の背景（地域連帯感の希薄化と規範意識の低下・少年非行の多発等）

○犯罪機会論の台頭（原因論から機会論へ・犯罪機会予防の手法等）

○地域安全まちづくり上の課題

・犯罪の危機意識が希薄な県民にどう向き合うか

・地域社会が本来有していた犯罪抑止機能をどう再生していくか

・子どもや高齢者等が犯罪に巻き込まれないようどう対応していくか

・兵庫の未来を担う子どもたちをどう健全に育成していくか

・防犯に配慮したまちの整備や施設管理をどう進めていくか

○取り組みの３本柱

Ⅰ　地域安全まちづくり活動のための総合的な支援（条例§７関連）

Ⅱ　子ども、高齢者等の安全確保（条例§８関連）

Ⅲ　防犯に配慮したまちづくり（条例§９～10 関連）

３　推進方策

○３本柱ごとの現行の主な取り組みと今後の施策展開の方向性

４　数値目標

施策には、できるだけ数値目標を設定

設定に際しては、下記の視点を踏まえて具体的な項目を検討

①　地域安全まちづくり活動への県の支援がどれほど進んだか

②　県の支援により、県民ぐるみの地域安全まちづくり活動がどの程度実を結んだか

５　推進体制

○ひょうご防犯まちづくり推進協議会、地域協働推進本部地域防犯部会

地域安全まちづくり推進員連絡会議　等

６　参考資料

○地域安全まちづくり条例・用語解説・地域安全まちづくり審議会の審議経過

＜参　考＞

現在、１１道府県が同種の計画等を策定している。（詳細は別表参照）

①　根拠

条例が根拠（６道県）、根拠なし（５府県）

②　名称

「計画」又はそれと同義の名称を使用（７府県）

「方針」「指針」の類の名称を使用　　（４道県）

③　内容

ａ　計画の対象となる活動の主体

行政が主体（９道府県）

行政だけでなく県民・事業者等も主体（２県）

ｂ　計画の対象となる活動レベルの定め方

施策の方向だけを定めたもの（４県：栃木・山梨・滋賀・福井）

具体的施策までを定めたもの（１府：大阪）

上記の中間レベルのもの（６道県：北海道・埼玉・静岡・愛知・広島・長崎）

④　計画期間

５年（２県）、８年（１県）、３年（１県）、１年（１府）、期間なし（６道県）

⑤　数値目標

設定している（７府県）

（例）人口千人当たり犯罪発生件数 20%削減

県民の犯罪被害遭遇への不安感の引き下げ（県民意識調査を活用）

ひったくり被害ピーク時の半減

自主防犯活動に取り組む自治会等の数

防犯講習会等の実施回数　　等

道府県における防犯関連推進計画等の策定状況

道府県名	計画等の名称	策定時期	条例根拠	期間設定	特徴・内容
北海道	犯罪のない安全で安心な地域づくり推進方策	H18.3	○	なし	○道施策の推進項目を定めたもの（Ａ４版１１頁） ○取組重点事項（通学路等の児童安全確保・侵入盗、車上ねらい防止）を設定
栃木県	安全で安心なまちづくり推進指針	H18.3	○	なし	○県民、事業者、行政が取り組む基本方向、施策を定めたもの（Ａ４版３頁）
埼玉県	防犯のまちづくり推進計画	H17.2	○	５年	○県の目標、基本方向、施策を定めたもの（Ａ４版４４頁） 【長期目標】人口千人当たり犯罪発生件数 20%削減（16 年 25.7 件→21 年 20.5 件） 【重点指標】自主防犯活動に取り組む自治会等の数、地域安全マップ作成率、児童生徒を対象とした防犯教室実施率、学校における非行防止教育実施率　等
山梨県	安全・安心なまちづくり基本方針	H17.8	○	なし	○県、県民、事業者が取り組む基本方向、施策を定めたもの（Ａ４版８頁） ※　県長期総合計画「創・甲斐プラン 21」 H25 年人口千人当たり犯罪発生数 11 件に削減(14 年 17.2 件)
静岡県	防犯まちづくり行動計画	H15.9		８年	○県の施策、目標を定めたもの（Ａ４版１３８頁） 【目標】重点：県民の犯罪被害遭遇への不安感の引き下げ（80.3%→ 50%未満） 他に、いじめ・非行等件数、ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞアクセス数、声かけ運動参加者数等
福井県	治安回復プログラム	H15.8		なし	○県が重点的に取り組む施策、目標を定めたもの（Ａ４版３頁） 【目標】刑法犯認知件数を減少させ治安回復傾向の定着
愛知県	治安回復アクションプラン	H15.12		３年	○県警察が当面、緊急かつ重点的に取り組む施策、目標を定めたもの（Ａ４版１２頁） 【基本目標】３年間で認知件数 20%削減、検挙人員 20%増加等
滋賀県	「なくそう犯罪」安全なまちづくり基本方針	H15.10	○	なし	○県民、事業者の役割に言及しつつ、県施策の方向、方策を定めたもの（Ａ４版６頁） ※　県総合計画「滋賀ベンチマーク」 18 年刑法犯認知件数 25,000 件未満(14 年 32,183 件)
大阪府	安全なまちづくり推進事業計画	H14.4		１年	○府の目標、基本方向、施策を定めた毎年度の事業計画（Ａ４版１４頁） 【目標】H19 年までに、ひったくり被害ピーク時(H12 年)を半減
広島県	減らそう犯罪ひろしまアクションプラン	H15.10		なし	○県民、事業者の役割に言及しつつ、県施策の方向を定めたもの（Ａ４版４０頁） 【当面の目標】H17 年刑法犯認知件数 30%削減（対 H14）
長崎県	犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画	H17.12	○	５年	○県民、事業者の役割に言及しつつ、県施策の方向、目標を定めたもの（Ａ４版２８頁） 【目標】防犯講習会等の実施回数、生活安全ニュースによる情報提供回数 自主防犯活動に取り組む団体数の拡大、地域拠点支援箇所数の拡大等

★参　考

○現状

○依然高い刑法犯認知件数
　本県の刑法犯認知件数は、近年減少傾向にあるとはいえ、10 年前の水準の約２倍と依然高水準。うち７割はひったくり、空き巣等の県民に身近な街頭・侵入犯罪

○少年犯罪の増加
　刑法犯検挙者の４割近く、特に街頭・侵入犯罪検挙者では７割近くが少年
　逆に被害者となる割合も増加傾向

○体感治安の悪化
　県民の約７割が居住地域の犯罪に不安感（平 16 県民意識調査）
　国や自治体に期待する政策１位は「防災、防犯」（平 17 内閣府調査）

○犯罪増加の背景

○地域連帯感の希薄化と規範意識の低下
　社会構造や価値観が変化する中で、家族や地域の絆が弱体化するとともに、人を思いやる心、社会に対して果たすべき役割や責任軽視等の風潮が蔓延

○少年非行の多発
　家族関係が希薄化した家庭、学校生活等で感じるストレス、有害情報の氾濫、虐待・買春等に見られる大人の規範意識低下に伴う悪影響等が複雑に作用し、ゲーム感覚で犯罪に手を染める初発型非行が増加

○物理的な生活環境の変化
　都市化の進展により閉鎖的な生活環境が形成され、不審者の情報が伝わりにくくなる等、防犯を考慮に入れてこなかったまちづくりによる影響

○犯罪形態の進化と希薄な危機意識
　インターネットや携帯電話等を悪用した犯罪や新たな手口による犯行等、犯罪形態の進化に対して、危機意識が希薄な県民がまだまだ多い。

○犯罪機会論の台頭

○犯罪原因論から犯罪機会論へ
　従来の「検挙に勝る防犯なし」から「機会なければ犯罪なし」へ発想の転換

犯罪機会論
・1980 年代以降に欧米で台頭
・犯罪の機会を与えないことで、犯罪を未然に防止

犯罪原因論
・1970 年代まで主流
・犯罪者の人格や境遇に犯罪原因を求め、その除去を対策とする

影　響

○犯罪機会予防の手法(警察庁・建設省推薦安全安心まちづくりハンドブックより)
１被害対象の回避・強化(侵入しにくい頑丈な錠や窓ガラス使用)
２接近の制御(侵入口に接近できないよう足場を除去)
３監視性の確保(コミュニティ活動の育成)
４領域性の強化(防犯灯設置・見通し確保)

平 15 犯罪対策閣僚会議策定「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」にも、考え方が反映された

○地域安全まちづくり上の課題

1　犯罪への危機意識が希薄な県民にどう向き合うか、また地域社会が本来有していた犯罪抑止機能をどう再生するかという問題

2　子どもや高齢者等が犯罪に巻き込まれないようどう対応するか、また兵庫の未来を担う子どもたちをどう健全に育成していくかという問題

3　防犯に配慮したまちの整備や施設管理をどう進めていくかという問題

県民ぐるみによる取り組みが重要

○県支援の３本柱

Ⅰ　地域安全まちづくり活動のための総合的な支援

Ⅱ　子ども、高齢者等の安全確保

Ⅲ　防犯に配慮したまちづくり

目　標

地域社会を構成する様々な主体の相互の連携による活動を通じた安全で安心な兵庫の実現

【重点目標：(例)県内全域の自主防犯組織結成】

８つの行動　～アクション８～

行動１　県民意識の高揚
①　犯罪情報・防犯情報の提供
②　自主防犯意識の高揚

行動２　地域ぐるみの連携促進
①　地域における自主防犯組織の結成促進
②　自主防犯組織間の交流と連携の促進
③　様々な主体による活動の促進
④　地域のリーダーたる人材の養成
⑤　活動に貢献した者や団体等への表彰

行動３　犯罪被害者等への援助
①　県民の理解促進
②　精神的、経済的負担の軽減
③　民間被害者援助団体への支援

行動４　地域で取り組む見守り活動の推進
①　地域協働による子どもの安全確保
②　子どもの健全育成に適した環境づくり
③　家庭、施設内における安全の確保

行動５　犯罪等からの対応能力向上
①　気軽に相談できる場づくり
②　自らを守る術を身につける学習機会の提供

行動６　規範意識の向上
①　非行防止活動の推進
②　学校、家庭における教育の推進

行動７　防犯に配慮した施設の管理等の取組
①　施設の安全管理
②　繁華街の環境浄化対策の推進

行動８　防犯に配慮した基盤の整備
①　まちの基盤整備
②　防犯に配慮した製品等の普及